

令和9年度 徳島市

保育所等 利用申込のてびき

【保育所部分（2・3号認定）新規申込用】

＜令和 9 年度 保育所等利用申込 受付期間・場所＞			
利用開始月	受付期間（期限までに必着）		受付場所
令和 9 年 4 月	1 次 申込	令和 8 年 10 月 20 日（火曜）～ 11 月 5 日（木曜）	・ 子ども保育課（※1） ・ 第 1 希望施設（※2）
	2 次 申込	令和 8 年 11 月 6 日（金曜）～ 令和 9 年 2 月 15 日（月曜）	
5 月	令和 9 年 2 月 16 日（火曜）～ 4 月 15 日（木曜）		・ 子ども保育課
6 月	～ 5 月 14 日（金曜）		
7 月	～ 6 月 15 日（火曜）		
8 月	～ 7 月 15 日（木曜）		
9 月	～ 8 月 13 日（金曜）		
10 月	～ 9 月 15 日（水曜）		
11 月	～ 10 月 15 日（金曜）		
12 月	～ 11 月 15 日（月曜）		
令和 10 年 1 月	～ 12 月 15 日（水曜）		
2 月	～ 1 月 14 日（金曜）		
3 月	～ 2 月 15 日（火曜）		

＜令和9年4月入所 申込の注意事項＞	
※1	子ども保育課での受付：月曜～金曜 8:30～17:00（祝日除く） （受付には、事前予約が必要です。P11 参照。）
※2	第1希望施設での受付：月曜～金曜 8:30～17:00、土曜 8:30～12:00（祝日除く） （第1希望施設での受付は、4月入所 1次申込のみとなります。P11 参照。）

目 次

掲 載 項 目		ページ番号
1	保育所（園）・認定こども園について	P1～2
2	はじめにご確認ください	P3～4
3	保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について	P5
4	保育認定の要件・有効期間について	P6～8
5	保育時間について	P9
6	慣らし保育について	P10
7	申込から利用までの流れ	P10
8	利用申込について	P11
9	利用申込の注意事項（令和 9 年度からの変更施設）	P12
10	申込に必要なもの（すべての申請児童に必要な書類）	P12～14
11	保育料・副食費の決定に必要な書類（一部の申請児童に必要な書類）	P14～15
12	面接について	P15
13	希望施設・提出書類の変更について	P16
14	広域利用（市外施設の利用）等について	P17
15	医療的ケア児の受入について	P18～19
16	利用調整（入所選考）について	P20～23
17	利用決定後の注意点について	P24～27
18	保育料・副食費について	P28～31
19	施設等利用給付認定（無償化）について	P31
20	申請書等の記入例	P33～36
21	令和 9 年度 保育所等一覧表	P37～42
※ 申請書等の様式集		巻末

1 保育所（園）・認定こども園について

保育所（園）	保護者の就労や疾病、ご家族の介護・看護などにより、保育が必要な場合に児童をお預かりし、乳幼児期から生きる力を培うための養護と教育が一体となった保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	幼稚園と保育所とが一体となった施設として、教育・保育を提供する児童福祉施設です。幼稚園部分（1号認定）は、保護者の就労等の有無に関わらず、利用可能です。（ただし、施設の空き状況によります。以降の「認定こども園の特徴・注意事項」を参照ください。）

※ 両施設とも、専門的な知識をもった保育士等が家庭と連携しながら、児童の状況に合った保育・教育を実施します。

○ 認定こども園の特徴・注意事項

保育所・幼稚園との違いは？
保育所や認定こども園の保育所部分（2号認定）の利用には、保育の必要性の認定（保護者の就労等）が必要ですが、認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の利用には必要ありません。 このことから、認定こども園の保育所部分（2号認定）を利用中に、保護者の状況に変化（勤務先の退職等）が生じて、保育の必要性の認定要件を満たさなくなった場合、保育所では退所となりますが、認定こども園では幼稚園部分（1号認定）の利用に切り替えて、同じ施設に通い続けることができる場合があります。（※） ※ ただし、幼稚園部分（1号認定）が既に定員超過している場合等は、切り替えて通い続けることができない場合があります。
保育所・幼稚園とは、カリキュラムが違うの？
認定こども園では、幼稚園教育要領と保育所保育指針とを統合して策定した「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育・保育を実施しますので、基本的なカリキュラムは保育所・幼稚園と同じです。
保護者が働いていなくても利用できるの？
認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の利用には、保育の必要性の認定（保護者の就労等）が必要ありませんので、3歳児以上であれば保護者の就労等の状況を問わず利用できます。 ※ ただし、既に定員超過している場合等は、利用できないことがあります。
保育料・その他必要な費用は？
認定こども園における保育料・副食費の算定方法は、保育所と同様です。（P28を参照。） 保育料・副食費の他に必要な費用としては、幼稚園部分（1号認定）利用者の一時預かり保育料や、延長保育料、実費徴収（教材費・行事参加費など）等が挙げられます。（詳しくは、ご希望の施設へお問い合わせください。）

○ 認定こども園の特徴（続き）

同じ施設内で、幼稚園部分（1号認定）から 保育所部分（2号認定）に切り替えて利用できる？

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）を利用中に保護者が就労した場合等は、保育の必要性の認定を受けた上で、同じ施設内の幼稚園部分（1号認定）から保育所部分（2号認定）の利用に切り替えて、同じ施設に通い続けることができる場合があります。（※）

※ 保育所部分（2号認定）の利用にあたっては、本市による利用調整（入所選考）を経ることとなるため、必ず保育所部分（2号認定）への切り替え利用ができる訳ではありません。

なお、市立認定こども園における「同じ施設内での1号→2号の切り替え利用」については、次の要件をすべて満たす場合に限りまでするので、ご注意ください。

- 保護者の保育の必要性の事由（保育認定の理由）が「求職中」でないこと
- 保護者の就労等時間が、幼稚園部分（1号認定）の教育時間（8:30～13:30）内でないこと
- 就労状況の変化など、「保護者の状況に客観的な変化（※）」があること

※ 保育所部分（2号認定）の利用申込ができるにも関わらず、幼稚園部分（1号認定）を申込して利用開始となった児童の保護者については、就労状況の変化など保護者の状況に明らかな変化がない場合には、1号から2号への切り替え利用は認められませんので、ご注意ください。

認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と保育所部分（2号認定）とを 同時に申込（併願）できる？

市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）は、同施設の保育所部分（2号認定）や、他の認可保育施設（2号認定）との同時申込（併願）はできません。

※1 市立認定こども園については、真に幼稚園部分の教育時間（8:30～13:30）内での利用を希望している保護者に利用が行き渡るよう、上記の取り扱いとしています。就労時間が幼稚園部分の教育時間（8:30～13:30）を超える保護者の方については、保育所部分（2号認定）での利用申込をお願いします。

※2 私立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の申込については、各施設へ直接お問い合わせください。

2 はじめにご確認ください

○ 利用申込の対象となる方

徳島市の認可保育施設を利用できるのは、「徳島市に住民登録をしている就学前児童及び保護者であり、その保護者が次のいずれかの“保育を必要とする事由”に該当し、その児童を保育することができないと認められる場合」です。

- 労働することを常態としていること（1 カ月に 64 時間以上勤務していること）

※ 育休の取得期間中に、育休を取得している事業所とは別の事業所で就労している場合は、「保育を必要とする事由」に該当しないため、利用申込の対象となりません。

- 妊娠中、または出産後間がないこと
- 保護者の疾病や負傷、または精神若しくは身体に障害を有していること
- 同居または長期間入院等している親族を、常時介護または看護していること
- 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっていること
- 求職活動を継続して行っていること（起業準備も含む）
- 就学中または就学予定であること（職業訓練校等における職業訓練も含む）
- 虐待やDVの恐れがあること
- 育休の取得時（取得期間は1年未満に限る）に、すでに保育所等を利用している児童（生まれた子の兄姉）がおり、当該児童の保育施設の継続利用が必要であること（P6 参照）
- その他、上記の事由に類すると認められる状態にあると認めるとき

<ご注意ください>

- 保育所等は、「下の子の保育に手がかかる、集団教育になれさせたい、社会生活を身につけさせたい、友だちが欲しい」等の理由では、利用できません。

- 障害や病気等をもつ児童については、「上記の保育を必要とする事由に該当しており、かつ、集団生活が可能で日々通所できる場合」に利用できます。

※ 医療的ケア児の受入については、P18～P19をご覧ください。

※ 申請児童の心身に障害・病気等があると思われる場合には、保育所等の受入体制等を考慮する必要がありますので、申込の際に必ず職員にお伝えください。

○ 利用申込ができる年齢

- 施設によって受入年齢が異なりますので、申請児童の年齢が希望施設の受入年齢を満たしているか（＝利用希望月の1日時点の年齢が、希望施設の受入年齢を満たしているか）を、必ずご確認ください。

- 出生前児童の利用申込は、受付できません。（申込の予約等も受付できません。）

○ 利用時間（保育時間）について

利用時間（保育時間）は、施設によって異なります。

申込前に、必ず各施設の利用時間をご確認ください。（P37～P42 または徳島市ホームページを参照。）

○ 施設見学について

各種感染症の拡大防止等の観点から、施設見学をご遠慮いただく場合があります。

見学を希望される場合は、各施設へお問い合わせください。

○ 希望施設の選び方

利用調整（入所選考）の際は、申請書に記載された希望施設のうち、上位の施設から利用調整を行います。次の点にご注意ください。

- 希望施設は「利用を希望する施設」の順に記入してください。（「利用希望月に空きのある施設でなければ申込・希望できない」という訳ではありません。）
- 申込前に、「送迎の方法や、希望施設の保育内容等がご自身の希望に沿っているか」等を必ずご確認ください。

【重要（利用希望施設に関する注意事項）】

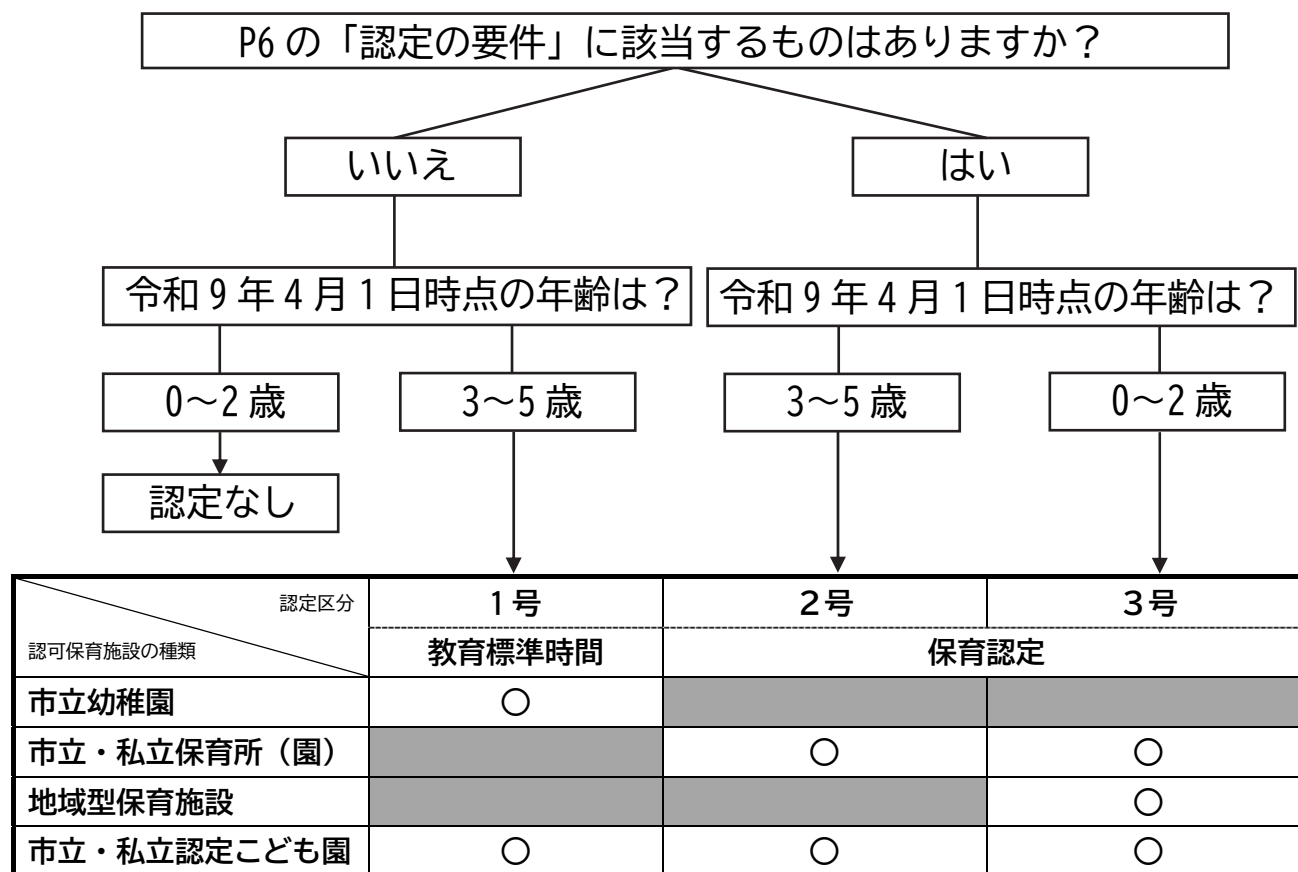
利用可能な施設（※1）が複数ある場合は、複数施設（原則3つ以上 ※2）をご希望いただくと、利用調整（入所選考）を行う上で大きな加点対象となります。

※ ただし、利用決定後に自己都合で入所辞退した場合は、以後の利用調整（入所選考）での減点対象となります（P22 を参照）ので、利用決定後に辞退することとならないよう、十分にご検討いただいた上で、希望施設をお選びください。

※1	利用可能な施設	<u>開所時間が保護者の希望を満たしており、通常の交通手段で自宅から20～30分未満で登園が可能な施設</u>
※2	利用可能な施設が3つ以上ある場合	利用可能な施設のうち、少なくとも3つ以上の記入があれば加点対象
	// 2つ（または1つ）しかない場合	2つ（または1つ）の利用可能な施設の記入があれば、加点対象（計3つ未満の希望となっても可）

3 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

認可保育施設を利用する場合は、「教育・保育給付認定」を本市に申請し、認定を受けていただく必要があります。次のフローチャートで、ご自身の認定区分をご確認ください。



- 幼児教育・保育の無償化の申請を希望する方は、別紙「施設等利用給付認定申請のてびき（2・3号認定用）」をご確認ください。
- 市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）の申請を希望する方は、別紙「利用申込のてびき 幼稚園部分（1号認定）用」をご確認ください。
- 市立認定こども園の幼稚園部分（1号認定）は、同施設の保育所部分（2号認定）・他の認可保育施設（2号認定）との同時申込（併願）は出来ません。

<認定を受ける際の注意点>

- ・ 教育・保育給付認定申請と保育所等利用申込とは、同じ用紙で同時に申請・申込可能です。
- ・ 市立幼稚園、私立認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育部分について、無償化の制度を利用する場合は、別途、施設等利用給付認定が必要となります。（P31 を参照。）
- ・ 教育・保育給付認定証が交付されても、施設利用が決定するわけではありません。（教育・保育給付認定を受けても、定員超過等の理由によって施設利用ができない場合があります。）

4 保育認定の要件・有効期間について

保育認定を受けることができる保護者は、次のいずれかの要件（保育を必要とする事由）に該当する方となります。（各要件の該当可否については、提出書類に基づき、本市が審査します。）

認 定 要 件 (保育を必要とする事由)	認 定 の 有 効 期 間	
	2 号認定	3 号認定
就労（月 64 時間以上）※1・2	小学校就学前まで	満 3 歳まで (3→2 号の切り替えは手続不要)
保護者の疾病・障害		
親族の介護・看護		
災害復旧		
虐待・DV		
	※ 更新のない有期契約での就労の場合や、疾病の療養見込期間等がある場合には、その期間内のみ認定	
妊娠・出産 ※3	出産予定月（出産済の場合は出産月）とその前後 2 カ月	
求職中	認定開始日から 3 カ月	
就学中（職業訓練含む）	保護者の卒業・修了予定月の月末まで	
育児休業中の継続利用 ※4	育児休業の取得期間 (育休対象の児童が満 1 歳に達する日の属する月末までを限度)	
その他 (特に保育の必要性が高い場合等)	認定期間は個別に判断	

※1 育休の終了や就労内定による就労開始の場合を含みます。（利用開始の可能月は次のとおり。）

- 育休の終了日（または就労開始日の前日）が、各月の 14 日以前：前月 1 日から利用可能
- 育休の終了日（または就労開始日の前日）が、各月の 15 日以降：当月 1 日から利用可能

※2 「育休の短縮予定」または「就労内定」の状況で、保育所等の利用が決定した場合は、認定期間は、原則として 1 カ月間（利用開始月の月末まで）となります。この場合、認定期間を延長するためには、再度「就労証明書（＝育休短縮後の復職日を記載したもの、または、就労内定から在職に変更したもの）」の提出が必要です。

※3 「利用希望日が属する月が、出産月またはその前後 2 カ月の間に該当する場合」は、産前休暇の開始日に関係なく、妊娠・出産の要件での認定となります。

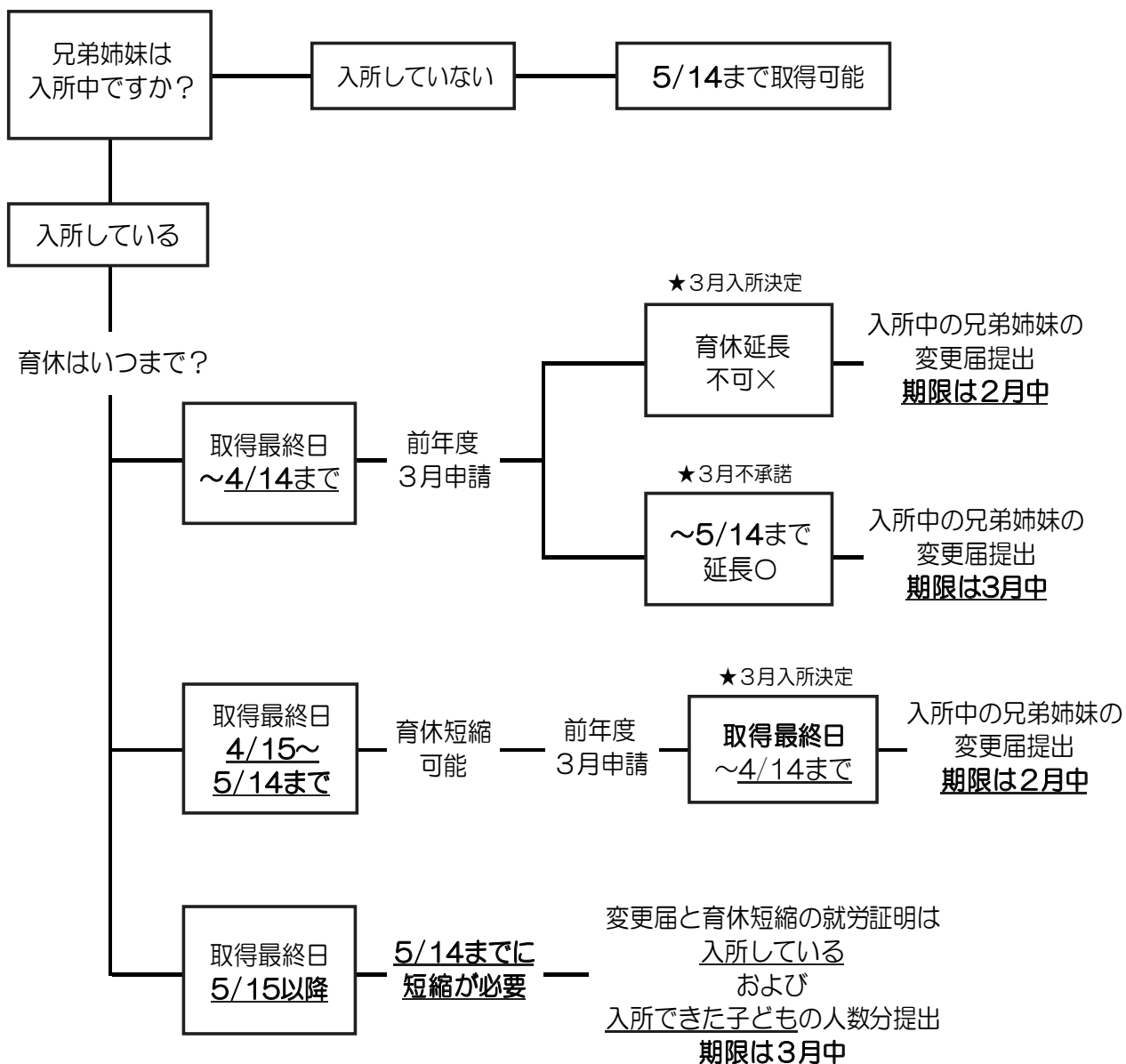
- 就労等の「妊娠・出産要件を上回る指数の認定要件がある方」は、その要件を証明する書類を提出していただくことで、利用調整（入所選考）の際の基準事項の指数を変更できます。
- 令和 5 年度以前は、妊娠・出産の要件で利用開始した場合には、認定期間の終了で利用施設は退所としていましたが、令和 6 年 4 月以降は、この取扱いを廃止しています。（継続利用を希望する場合は、再度の申請・利用調整（入所選考）を要せず継続利用できます。）

※4 「現に保育所等の利用児童（上の子）がいる状況で（下の子の）育休を取得する場合」は、次のいずれかの要件を満たす場合に、利用児童（上の子）は現施設を継続利用できます。

- 認定要件の変更（妊娠・出産の認定終了月の翌月）時点で、利用児童が 5 歳児クラスに在籍する場合
- 取得する育休の期間が「生まれた子の 1 歳の誕生日の前日まで」である場合

4月入所時のフローチャート

＜新年度4月入所が決定した場合＞



「現に保育所等の利用児童（上の子）がいる状況で（下の子の）育休を取得する場合」は、次のいずれかの要件を満たす場合に、利用児童（上の子）は現施設を継続利用できます。

- 認定要件の変更（妊娠・出産の認定終了月の翌月）時点で、利用児童が5歳児クラスに在籍する場合
- 取得する育休の期間が「生まれた子の1歳の誕生日の前日まで」である場合

なお、「生まれた子の1歳の誕生日の前日まで」育休を取得し、下の子の入所選考の結果、育休終了月（終了月前月の場合もありますので就労先にご確認ください）に入所できなかった場合は、下の子の入所不可の結果をもって最長半年間の育休延長を行うことで、上の子の育休中の継続利用の認定について、延長可能となります。

随時入所（5月～翌年3月入所選考）

<きょうだいが入所していない場合>

入所決定	入所月の翌月14日まで育休取得可能	
不承諾	育休延長可能	※ ただし、1年受給済で、延長分の給付を受給する場合は半年ごとに選考を受けていること

例） 申請するこどもの誕生日が9/15の場合 （育休が9/14まで）



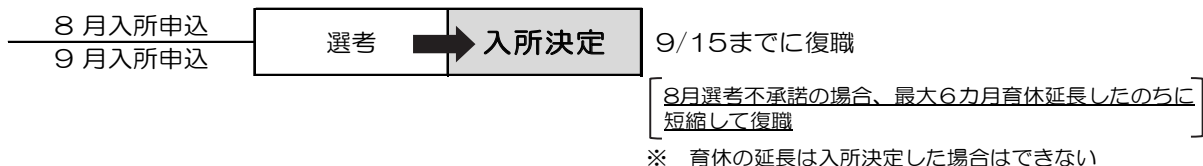
例） 申請するこどもの誕生日が9/16の場合 （育休が9/15まで）



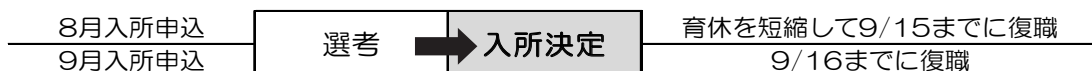
<きょうだいが入所している場合>

入所決定	育休延長はせず復職	
不承諾	育休延長可能	（最大6カ月ごと ※下の子の1歳6カ月になる日の前日まで） ※ ただし、1年受給済で、延長分の給付を受給する場合は半年ごとに選考を受けていること

例） 申請するこどもの誕生日が9/15の場合 （育休が9/14まで）



例） 申請するこどもの誕生日が9/16の場合 （育休が9/15まで）



利用開始の可能月は次のとおりになります。

- 育休の終了日（または就労開始日の前日）が、各月の14日以前：前月1日から利用可能
- 育休の終了日（または就労開始日の前日）が、各月の15日以降：当月1日から利用可能

5 保育時間について

該当する保育認定の要件によって、次のいずれかの保育時間に決定します。

保育の必要量	利用時間	認 定 要 件
保育標準時間	最大 11 時間	保護者の就労（介護・看護、就学）時間が週 30 時間以上、妊娠・出産、疾病・障害、災害復旧、DV など
保育短時間	最大 8 時間	保護者の就労（介護・看護、就学）時間が週 30 時間未満（※）、求職活動中、育休取得時の継続利用

※ 上記の利用時間は、利用可能な上限時間を示すものであり、保育所等の開所時間や受入体制等によっては、上限時間までの利用ができない場合があります。

※ 就労時間が週 30 時間未満でも、就労等の時間帯によっては標準時間で認定可能です。

※ 標準時間認定の場合であっても、短時間で利用可能です。（ただし、短時間認定の方が標準時間を希望することはできません。）

保育時間のイメージ図



※ 実際の保育時間は施設によって異なるため、「保育所等一覧表」（P37～P42）でご確認ください。

○ 送迎について

保育認定にかかわらず、保育所等を利用できる時間は「保育を必要とする時間のみ」となりますので、送迎の際は次の点にご注意ください。

- 児童の送迎は、時間に余裕をもって対応してください。
- 就労時間が終了した場合や就労しない日などは、速やかなお迎えをお願いします。
（お迎えの時刻が保育時間を超えた場合は、別途、延長保育料金が発生します。）

○ 土曜日の家庭保育のお願い

土曜日の利用申込をしたものの、保護者が就労しない土曜日がある等、土曜日にご家庭で保育ができる場合は、お子さんとのふれあいを一層深めるためにも、家庭保育にご協力ください。

6 慣らし保育について

保育所等にはじめて入所する児童は、保護者と離れて過ごすことや、慣れない場所で集団の中で過ごすこと、といった環境の変化に「とまどい・不安」を感じるようになるため、保育所等では、はじめて入所する児童を対象に、保育所等での生活に無理なく慣れていただくことを目的として「慣らし保育」を行っています。

慣らし保育では、最初は 1～2 時間の保育から始め、児童の年齢や状態に合わせて徐々に保育時間を延ばしていきます。（慣らし保育は、約 2 週間実施します。）

慣らし保育期間中は、早めのお迎えをお願いすることとなりますが、慣らし保育は、保育所等での生活をスムーズに行っていくために非常に大切なことですので、ご協力をお願いします。

※1 慣らし保育は、入所日からの開始となり、入所日の以前から行うことはできません。（仕事時間の関係などで短い時間の保育が不都合な場合等は、各施設へご相談ください。）

※2 慣らし保育に伴う保育料の軽減等は、ありません。

7 申込から利用までの流れ



8 利用申込について

○ 利用申込の受付期間

令和 9 年 4 月入所	1 次申込	令和 8 年 10 月 20 日（火曜）～ 11 月 5 日（木曜）※1
	2 次申込	令和 8 年 11 月 6 日（金曜）～ 令和 9 年 2 月 15 日（月曜）
4 月以降の年度途中での申込		令和 9 年 2 月 16 日（火曜）～ 利用希望月の前月 15 日 ※2

※1 4 月入所では、まず 1 次申込者の利用調整（入所選考）を行い、1 次申込の選考後に受入可能枠が残った施設について 2 次申込者の選考を行います。（1 次申込で入所保留となった方は、追加の申請などを必要とせず 2 次申込対象者として取扱います。2 次申込でも入所保留（待機）となった場合は、認定期間中（最大で当該年度末まで）は継続して利用調整を行います。）

※2 15 日が土曜・日曜・祝日の場合は、締切日はその直前の開庁日となります。（詳しい日付は表紙をご覧ください。）なお、年度途中での申込は、令和 9 年 2 月 16 日（火曜）以降の開庁日であればいつでも可能です。（ただし、早期に申込まれた場合は、利用希望月が近づいてきた頃に、改めて申請児童の健康状況等の聞き取りを行うことがあります。）

※3 利用申込は、郵送・メールによる受付は行いません。なお、電子申請による利用申込が可能ですが、申込は電子申請のみでは完了しませんので、ご注意ください。（申込の完了には、「申請児童の面接」などが必要であるため、電子申請後、必ず子ども保育課窓口へお越しいただく必要があります。詳しくは、子ども保育課へお問い合わせください。）

○ 利用申込の受付場所・時間

4 月入所 1 次申込（10/20～11/5）	
<申込受付場所>	<u>子ども保育課 入所・入園係（※要予約）</u> または <u>第 1 希望施設</u>
<申込受付時間>	・ 月～金曜：8:30～17:00（祝日除く） ・ 土曜：8:30～12:00（第 1 希望施設でのみ受付）
<注意事項>	■ <u>子ども保育課での申込受付には、予約が必要です。（予約は先着順）</u> ・ 予約方法：電話（088-621-5193、5292）または 子ども保育課窓口 にて予約 ・ 予約期間：令和 8 年 10 月 16 日（金曜）～11 月 5 日（木曜）9:00～17:00（祝日除く） ■ 約 30 分間あたり 2 組の申込受付をします。 ■ <u>子ども保育課での申込受付では、書類受付と併せて面接を行いますので</u>、必ず申請児童と一緒にお願いします。 ■ <u>第 1 希望施設での申込の場合は、各施設において 11 月下旬以降に面接を行いますので</u>、申込と面接は別日になります。

4 月入所 2 次申込（11/6～2/15）、4 月以降の年度途中での申込（2/16～）	
<申込受付場所>	子ども保育課 入所・入園係
<申込受付時間>	月～金曜：8:30～17:00（祝日除く）

9 利用申込の注意事項（令和9年度からの変更施設）

令和9年度から変更がある施設については、次のとおりです。

<令和9年度からの変更がある施設>

旧施設名	新施設名	変更内容	1次申込の 受付場所
春日保育園	（仮称） 春日認定こども園	・定 員：50 人 → 61 人 ・所在地：春日三丁目 5 番 35 → 春日三丁目 231-1	春日保育園 または 子ども保育課（要予約）

※ 上記の（仮称）春日認定こども園 幼稚園部分（1号認定）の申込については、春日保育園（TEL：088-631-7906）へお問い合わせください。

10 申込に必要なもの（すべての申請児童に必要な書類）

☐ 教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書（記入例：P33～P34）

※ 申請児童1人につき1部必要です。

☐ 児童状況届（記入例 P35～P36）

※ 申請児童1人につき1部必要です。両面とも記入してください。

☐ 個人番号提供書

※ 世帯員全員のマイナンバーを記入してください。

（複数児童の申請をする際は、1部原本があれば、他の児童はコピーで結構です。）

※ 面接の際には、マイナンバーの確認書類・本人確認書類（顔写真付きの証明書）が必要です。

※ 第1希望施設で申込する場合は、個人番号提供書は面接の際に提出してください。

☐ 保育の必要性の認定書類（父母が家庭で保育できないことを証明する書類）

※ 次の世帯員について、最も当てはまる「保育の必要性の認定に必要な書類（＝保育を必要とする事由に該当することを証明する書類）」を提出してください。

■ 申請児童の父と母

■ 申請児童の20～64歳の同居親族（別世帯であっても、同住所に居住している親族を含む）

< 保育の必要性の認定書類 一覧 >

認定要件	必要書類	チェック欄		
		父	母	他
就 労	☐ 就労証明書★（証明日が直近 3 カ月以内のもの ※育休明けの場合は、「育児休業」欄、「復職（予定）年月日」欄への記載が必要）	☐	☐	☐
妊娠・出産	☐ 出産（産前・産後）の認定に係る申立書★ ☐ 母子手帳（表紙と出産予定日が記載されたページの写し）	☐	☐	☐
保護者の 疾病・障害	☐ 疾病証明書★、医師の診断書、身体障害者手帳等の写し 等	☐	☐	☐
親族の 介護・看護	☐ 介護・看護状況申告書★	☐	☐	☐
災害復旧	☐ 罹災証明、就労証明書★ など	☐	☐	☐
求職中	☐ 求職活動状況申告書★（ハローワークカードの写し等を添付）	☐	☐	☐
就学中	☐ 就学状況申告書★（在学証明書、学生証等の写しなど、在学期間が記載されたものを添付）	☐	☐	☐
虐待・DV	☐ 保護証明、県子ども女性相談センター等の証明書 など	☐	☐	☐
育児休業中の 継続利用	☐ 就労証明書★（証明日が直近 3 カ月以内のもの ※「育児休業」欄、「復職（予定）年月日」欄への記載が必要）	☐	☐	☐
その他	☐ 保育を必要とすることを証明する書類	☐	☐	☐
備 考				
※ 1 複数児童の申請をする場合は、1 部原本があれば、他の児童はコピーで結構です。 ※ 2 上記以外に、保育の必要性の認定に必要と考えられる書類提出をお願いする場合があります。 ※ 3 ★印の付いた書類の様式は、徳島市ホームページでダウンロードできます。また、子ども保育課や保育所等でも配布しています。				

就労証明書等に押印がない場合の取扱いについて

前ページの「保育所等の利用申込の際の必要書類」は、行政手続等における市民の負担を軽減し、利便性の向上を図ることを目的として、令和3年7月以降、押印を不要としましたので、就労証明書等への会社等の押印は必要ありませんが、就労証明書・疾病証明書等の内容の正確性を確保するため、その記載内容に疑義がある場合等は、子ども保育課から事業所等へ内容確認を行う場合がありますので、予めご了承ください。

<押印がない就労証明書等への添付書類について>

会社や医療機関等から、押印がない証明書と併せて、次の書類等の交付を受けている場合は、証明書とともにご提出ください。（特に交付されていない場合は、添付なしで結構です。）

- 会社や医療機関等から保護者に証明書を交付したことが分かる書類（＝メール送信画面やFAX送信票の写し、郵送・受渡しの際の封筒 等）

ご注意ください（就労証明書等の無断作成・改変について）

事業者名が記名されている就労証明書または就労証明書の電子データを無断で作成し、または改変を行った場合は、就労先事業者の押印がないものについても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪、または電磁的記録不正作出罪が成立し得るものとなります。

また、これら無断作成や改変が判明した場合は、保育所等の利用決定は取り消し、既に利用中の場合は退所していただきます。

11 保育料・副食費の決定に必要な書類（一部の申請児童に必要な書類）

次の世帯状況に当てはまる方は、申請書と併せて次の必要書類を提出してください。

- ※1 複数児童の申請をする際は、1部原本があれば、他の児童はコピーで結構です。
- ※2 保育料・副食費の算定方法等については、P28～P31をご確認ください。

世帯状況	必要書類
ひとり親世帯	次のいずれか1つ ☐ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し（証明日が直近3カ月以内のもの） ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証の写し（最新のもの） ☐ 児童扶養手当受給者証の写し（最新のもの）
在宅障害児（者）のいる世帯	☐ 交付を受けている手帳等の写し
申請児童の小学校就学前の兄弟が、市立幼稚園以外の幼稚園等を利用している場合	☐ 在園証明書 など

○ 徳島市に住民登録がなかった方の課税額確認について

保育料等の決定に当たり必要となる市区町村民税所得割額の確認について、基準となる日に徳島市に住民登録がなかった世帯については、原則として、マイナンバー制度の情報連携により本市で課税額を確認しますが、課税状況が確認できない場合等は、所得課税証明書の提出をお願いする場合があります。

- R9 年 4～8 月入所希望：父母が R8 年 1 月 1 日に徳島市に住民登録がない世帯
- R9 年 9 月～R10 年 3 月入所希望：父母が R9 年 1 月 1 日に徳島市に住民登録がない世帯

12 面接について

申請児童の発育・健康状態や食物アレルギーの状況等を確認するため、申請書類の受付と合わせて、「申請児童の面接」を実施します。

- ※ 入所申込では、申請児童の面接を受けない場合は利用調整（入所選考）できませんので、ご注意ください。
- ※ 面接の際は、「マイナンバーを確認できる書類」及び「本人であることを確認できる書類（顔写真付きの証明書）」が必要です。（第 1 希望施設で申込した方は、面接の際に「個人番号提供書」及び「上記の確認用の書類」をお持ちください。）

<利用開始月・申込の受付場所・面接の時期 一覧>

利用開始月	申込の受付場所 (=面接場所)	申込と面接の時期 (同時または別日)	注意点
4 月入所 (1 次申込)	第 1 希望施設	別日 (予約不要) (面接日：11 月下旬以降)	必ず申請児童と一緒にお願いします。 ※ 第 1 希望施設で申込をし、11 月下旬から 12 月中旬の指定日に面接できなかった方は、12/15～12/18 に必ず子ども保育課で面接を受けてください。
	子ども保育課	同時 (要予約) (P11 参照)	
4 月入所 (2 次申込) 及び以降の申込	子ども保育課	同時 (予約不要)	原則として、申請児童と一緒にお願いします。

13 希望施設・提出書類の変更について

○ 希望施設の変更

希望施設数は、申請書の記入枠数を超えて希望することも可能です。

送迎時間・方法等を十分に考慮した上で、できるだけ多くの希望施設をご検討ください。

なお、申込後に、希望施設の変更・追加を希望する場合は、下表の締切日までに、子ども保育課までご連絡ください。（子ども保育課 入所・入園係：TEL 088-621-5193、5292）

○ 提出書類の変更

保育所等の利用調整（入所選考）については、「基準日（入所希望月の 1 日）時点での保育の必要性の状況と、それを証明する書類」に基づいて行います。

【例：4 月入所 = 4/1 時点の保育の必要性の状況を証明する書類に基づき利用調整】

このことから、申込日や基準日以降に、「保育の必要性の状況に変更があった場合（＝保護者の退職・転職等）」や、「住所・世帯構成の変更があった場合（＝転居・出産等）」には変更手続きが必要です。必ず子ども保育課へご相談ください。（P24～P27 を参照。）

（変更内容によっては、教育・保育給付認定や利用調整の内容が変わる場合があります。）

希望施設・提出書類の変更 締切日 (次の期限は厳守とし、締切日以降には受付できませんので、ご注意ください)	
4 月入所 1 次申込	令和 8 年 12 月 18 日（金曜）
// 2 次申込	令和 9 年 2 月 15 日（月曜）
4 月以降の年度途中での申込	希望月の前月 15 日 ※

※ 15 日が土曜・日曜・祝日の場合は、その前の開庁日が締切日となります。（表紙を参照。）

○ 変更手続きが必要な例（下記以外でも変更の手続きが必要な場合があります）

- 利用希望月の前後 2 カ月（4 月入所希望なら 2 月～6 月）の間に出産することとなった
- 就労で申込をしていたが、退職（転職・就労時間の変更 等）することとなった
- 求職活動で申込をしていたが、新たに就労内定した
- 結婚（離婚）することとなった
- 申込時の住所から転居した（＝住所が変更となった）
- 申込時は学生だったが、卒業して就労することとなった

14 広域利用（市外施設の利用）等について

広域利用とは、申請児童が居住する市区町村以外の保育所等を利用したい場合に、市区町村間で受託・委託による利用調整を行うことで、希望する保育所等の利用が可能となる制度です。

ただし、双方の市区町村が広域利用の取扱いをしていることが必須条件となります。

また、広域利用ができる期間は、単年度（入所月から 3 月末までの期間）限りとなり、年度ごとに、再度利用調整を行うことになります。

○ 広域受託の場合（市外居住者が、徳島市へ転入せずに徳島市内の施設利用を希望する場合）

居住地の市区町村で、利用申込をしてください。

<注意事項>

- ※1 利用申込の方法等について、居住地の市区町村に相談の上、表紙記載の締切日（必着）の約 10 日前までに申込をしてください。
- ※2 利用調整（入所選考）にあたっては、徳島市内居住者を優先しますので、ご了承ください。
- ※3 4 月入所の利用申込については、広域受託分は申込日にかかわらず 2 次申込分として利用調整（入所選考）します。
- ※4 市内居住者で入所中の児童が転出する場合、市外居住者として広域受託申請を行い、入所選考を受けていただく必要があります。

○ 広域委託の場合（徳島市居住者が、市外へ転出せずに市外の施設利用を希望する場合）

徳島市子ども保育課で、利用申込をしてください。

<注意事項>

利用申込の受付期間や、申込の必要書類などは市区町村によって異なります。

申込にあたっては、希望施設が所在する市区町村の広域入所担当課に、次の項目を必ず確認してください。

- 入所希望月の申込受付期間（希望施設が所在する市区町村の締切日の 10 日前までに徳島市子ども保育課で利用申込をしてください。）
- 必要書類（様式は、徳島市・他市のどちらを使用すべきか 等も確認）
- 希望施設が所在する市区町村の広域入所担当課の担当者名・連絡先

○ 徳島市へ転入予定の場合（市外居住者が、徳島市への転入を予定している場合）

徳島市居住者と同じ方法で、利用申込をしてください。

この場合は、広域利用ではなく、通常の申込として取扱いますが、利用希望月の 1 日までに本市に住民票を異動することが条件となりますので、ご注意ください。（詳しくは、子ども保育課へご相談ください。）

15 医療的ケア児の受入について

徳島市では、保育所等において日常生活等に支援が必要とされる医療的ケア児の受入を、令和4年度より開始しており、令和9年度においても次のとおり申込を受付します。

○ 対象児童

3歳児～5歳児（令和9年4月1日現在の年齢）

○ 実施する医療的ケア

訪問看護ステーションから派遣される看護師による巡回訪問により、次の医療的ケアを実施します。

- インスリン注射
- 導尿
- 経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻）
- その他（喀痰吸引等）

<注意事項>

- 実施可能な医療的ケアは、訪問看護師による1日2回以内の巡回訪問で対応可能な上記の医行為とします。（病気の治療のための医行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含みません。）
- 児童の症状や希望施設の状況等によっては、受入できない場合があります。
- 徳島市では、保育施設における医療的ケアの実施に関する業務を訪問看護ステーションに委託し、保護者・主治医・訪問看護ステーション等と連携を取りつつ、受入保育施設の協力を得て、訪問看護ステーションから派遣される看護師が医師から指示を受けた医療的ケアを実施します。

○ 受入の要件

医療的ケア児の受入にあたっては、次の事項をすべて満たすことを要件とします。

なお、次の要件を満たしているかどうかに関しては、徳島市医療的ケア運営協議会を開催し、申込内容等を協議・検討した上で判断します。

- 保育の必要性があり、集団保育が可能であること
- 病状や健康状態が安定していること（保育施設での医療的ケアは訪問看護で対応できることを前提とするため、1日のうち2回以内の訪問看護を受入の目安とする）
- 日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定的な医療的ケアが行われていること
- 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育施設とで十分共有できること
- 主治医面談で、医療的ケアの手技等の指導を受けられること
- 必要に応じて、受診同行や面談等により、主治医との連携を図ることができること

○ 受入時間

平日（月曜日～金曜日）の 9 時～16 時の範囲内で個別に決定

○ 受入施設

区分	施設名	所在地
市立	北井上認定こども園	国府町西黒田字南傍示 275 番地の 1
	勝占認定こども園	勝占町中須 155-2
	富田認定こども園	富田橋 2 丁目 28
私立	めだか保育園	北沖洲三丁目 8-72
	ゆずりは保育園	中島田町 4 丁目 53-1
	助任なかよし認定こども園	中吉野町 1 丁目 65
	認定こども園めだかのこころ	新浜本町 2 丁目 2-23
	沖浜シーズ認定こども園	沖浜町北川 726-3
	田宮シーズ認定こども園	北田宮 4 丁目 791-4
	川内南アコールこども園	川内町下別宮西 38-2
	みのり認定こども園	八万町犬山 250-1

※ 児童の安全な受入を図るため、1 施設で受入する医療的ケア児は 2 人までとします。

○ 申込の受付期間

令和 8 年 10 月 20 日（火曜）～11 月 5 日（木曜）要予約

■ 医療的ケア児の受入は、4 月 1 日受入を基本とし、申込受付は上記期間に限ります。

■ 医療的ケア実施申込書の提出には、子ども保育課への事前予約が必要です。

○ 申込方法

通常の保育所等の利用申込書 一式と併せて、事前予約（※1）をした上で「医療的ケア実施申込書 一式（※2）」を子ども保育課に提出してください。

※1 受付の際に、専門の職員が児童面接等を実施するため、事前予約が必要です。事前予約がない場合は、医療的ケア実施申込書を受付できませんので、ご注意ください。

※2 医療的ケア実施申込書等の様式は、子ども保育課の窓口、または、徳島市ホームページから取得してください。

○ 利用開始までの手続きの流れ

児童の安全な受入を図るため、実施する医療的ケアの内容等を保護者・保育施設・徳島市とで確認・共有しながら、利用開始までの手続きを進めることとしています。詳しくは、徳島市ホームページをご覧ください。

○ 注意事項

医療的ケア実施申込者については、徳島市医療的ケア運営協議会で前ページ記載の受入要件を満たしている等と判断された場合は、他の通常申込の児童と同様に利用調整（入所選考）を実施します。（医療的ケア児専用の定員等は設けていませんので、予めご了承ください。）

16 利用調整（入所選考）について

認可保育施設への入所にあたっては、保育を必要とする事由（保護者の就労状況等）のほか、児童や世帯の状況等について、次の基準事項、優先事項及び調整表により、保育の必要性が高いと考えられる世帯の児童が優先的に利用できるよう、本市が利用調整（入所選考）を行います。

○ 利用調整の方法

- (1) 基準事項の指数（保護者等のうち低い方を適用）＋優先事項の指数（該当する事項を加・減点）により、合計指数を算出
- (2) 合計指数が高い申請者を優先して利用決定
 - ※ 兄弟姉妹間で指数が異なる場合は、指数が高い方を基準として判定
- (3) 同指数の場合は、「同指数時の調整表」により判定（順位が高い申請者を優先して利用決定）

1 基準事項

類 型		保 護 者 等 の 状 況		指 数
就 労	就労日数 が月 20 日 以上	月 160 時間以上 の就労を常態とする場合		20
		月 140 時間以上 160 時間未満 //		18
		月 120 時間以上 140 時間未満 //		16
		月 100 時間以上 120 時間未満 //		14
		月 64 時間以上 100 時間未満 //		12
就 労 (続き)	就労日数 が月 20 日 未満	月 160 時間以上 の就労を常態とする場合		20
		月 140 時間以上 160 時間未満 //		16
		月 120 時間以上 140 時間未満 //		14
		月 100 時間以上 120 時間未満 //		12
		月 64 時間以上 100 時間未満 //		10
妊娠・出産		妊娠・出産のため、保育ができない場合		16
保護者の 疾病・障害	疾 病	入院	1 箇月以上	20
			2 週間を超え、1 箇月未満	16
		通院	週 4 日以上	12
		自宅 療養	常時伏臥、感染症 等	20
			上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要	16
			一般療養（運動、外出等の制限はあるが、身の回りのことは自分で可）	12
	障 害	介護を要する（身体 1～2 級、精神 1 級、療育 A、要介護度 3～5）		20
		保育に支障がある（身体 3 級以下、精神 2 級以下、療育 B、要介護度 1～2）		14
		上記以外で保育の必要性がある（要介護度 要支援 等）		8
親族の 介護・看護	病人・臨床者・障害者 （児）の介護・看護、 入院・通院・通所の付 き添いのため保育がで きない場合		月 160 時間以上 の介護・看護を常態とする場合	18
			月 140 時間以上 160 時間未満 //	16
			月 120 時間以上 140 時間未満 //	14
			月 100 時間以上 120 時間未満 //	12
			月 64 時間以上 100 時間未満 //	10

1 基準事項（続き）

類 型	保 護 者 等 の 状 況				指 数
災害復旧	火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合				20
求職中	求職活動又は自営準備のため、外出することを常態とする場合				4
就学中	職業訓練校・ 専門学校・大 学等に就学中 である場合	居宅外での 就学	月 160 時間以上 の就学を常態とする場合	18	
			月 140 時間以上 160 時間未満 //	16	
			月 120 時間以上 140 時間未満 //	14	
			月 100 時間以上 120 時間未満 //	12	
			月 64 時間以上 100 時間未満 //	10	
		居宅内での就学（通信教育等）		6	
虐待・DV	虐待・DV等を受けている又は受ける恐れがある場合				20
育児休業中 の継続利用	1 年未満の育児休業を取得する保護者で、認可保育施設(事業所内保育施設 従業員枠を除く)を利用している児童がいる場合				20 (※)
その他	両親が不在（死亡、行方不明、拘禁 等）				20
	その他、保育を必要とする事由に類するものとして、特に保育の必要性が高いものと認められる場合				個々に 判断

※ 育児休業中の継続利用の指数については、小規模保育事業等の卒園等により利用調整を要する場合にのみ適用する。

2 優先事項

種別	区 分	適 用 条 件	指 数
保 護 者 等 の 状 況	ひとり親 (★)	ひとり親世帯である場合	16
	生活保護 (★)	生活保護世帯である場合（就労等による自立支援につながる場合に限る）	4
	中心者失業 (★)	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	4
	虐待・DV (★)	虐待・DV等を受けている又は受けるおそれがある場合	20
	育休明け (★)	保護者等の育児休業が終了し、復職する場合	14
	保護者の一方が不在	ひとり親世帯には該当しないものの、保護者等の一方が不在であることを常態とする場合（単身赴任や別居、離婚調停中 等）	10
	多胎児妊娠	保護者等が多胎児を妊娠している場合	2
	転所	転居等の事情により、転所が特に必要であると認められる場合（種別「兄弟姉妹の状況」との重複可）	6
	保育士等 (★)	保護者等が保育士、幼稚園教諭、保育教諭のいずれかの資格を有し、市内に所在する認可保育施設で就労又は就労内定している場合	18
	認可外等保育施設を利用	市内に所在する認可外保育施設や職場内託児施設、一時預かり等の利用を常態とする場合（育児休業中及び就労内定の状態にある者の利用は除く）	4
	就労内定	未就労の状態にある保護者等が就労内定している場合	12

2 優先事項（続き）

種別	区 分	適 用 条 件	指 数
保護者等の状況	保護者の意向等 によらない環境 変化に伴う保育 困難	保護者の意向や就労状況等の変更によらず保育環境に変化が生じ、 従前は安定的に可能であった保育対応が困難（※）となっている 場合（困難となる見込みを含む） ※従前は可能であった職場等への同行保育や認可外等保育施設での保育、親族 による保育等の対応が、保護者の意向によらず困難となった場合を対象（単に 保護者が1 基準事項の各項目への該当により保育を必要とする場合は対象外）	8
児童の状況	児童障害（★）	申請児童に障害があり、保育を必要としている場合	3
	卒園児等（★）	申請児童が小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童である 場合、又は、認可保育施設の受入年齢終了児童である場合（地域型 保育事業の卒園児童が連携施設を希望する場合については、別途優先して調整）	23
	1号→2号	同一認定こども園内で1号認定（幼稚園部分）から2号認定（保育 所部分）へ転籍する場合（1 基準事項が求職中である場合を除く）	13
	認可へ移行	申請児童が認可保育施設に移行予定の認可外保育施設に在籍して おり、移行後も引き続き当該施設の利用を希望する場合	23
	待機継続中	1 箇月以上にわたり待機状態である場合（利用希望月と同一年度内に 限るものとし、また、特に必要と認められない転所に伴う待機状態は除く）	3
	第3子以降（★）	申請児童が第3子以降である場合（第1・2子が18歳未満である場合に 限る）	3
兄弟姉妹の状況	兄弟姉妹と 同施設希望（★）	現に兄弟姉妹が2・3号認定で利用している施設に利用申請・転所 申請をする場合（兄弟姉妹の利用施設は2・3号認定施設に限る）	17
	兄弟姉妹で同施 設を同時申請	兄弟姉妹が同じ施設に同時に利用申請をする場合（一方の申請が転所 である場合を含む）	5
	兄弟姉妹に 家庭保育児あり	兄弟姉妹の内に保育施設等の利用・利用申請のない未就学児童が いる場合（介護・看護の対象児童である場合等を除く）	-5
世帯の状況	保育援助者なし	祖父母等のすべての親族が死亡又は行方不明、もしくは、市外に 居住している場合	3
	保育援助者あり	同居又は同一敷地内に居住する親族がおり、その親族が1 基準事項 のいずれにも該当しない又は求職中のみに該当する場合（ひとり親 世帯を除く）	-10
		祖父母等の親族が市内に別居しており、保育援助を得られる可能性 がある場合（当該親族の居住地の近隣度合いや、就労・健康状況等について勘案）	-1～ -3
	市外居住	申請児童及び保護者等の居住地が市外である場合（転入予定者を除く）	-20
その他	辞退履歴あり	認可保育施設の利用決定を正当な理由なく辞退したことがある場合 （辞退日は利用希望月と同一年度内に限る）	-15
	利用調整の希望 （育児休業中の方）	申請書の「育児休業の延長を許容できるため、選考時の優先度が 下がってもよい。」にチェックがあった場合	-50

2 優先事項（続き）

種別	区 分	適 用 条 件	指 数
その他	複数希望あり	利用希望施設として、利用可能な認可保育施設を 3 つ以上希望(※)している場合（※利用可能な施設が 3 つ以上ある場合には少なくとも 3 つ以上、また、利用可能な施設が 2 つ未満である場合には少なくとも当該施設について、それぞれ希望している場合）	20
	その他	保護者や児童、世帯等の状況から勘案して、保育の必要性が高いものと認められる場合	個々に判断

★ 国通知に基づく優先事項

3 同指数時の調整表

順位	類型又は保護者等の状況
1	1 基準事項のうち「虐待・DV」に該当
2	1 基準事項のうち「災害復旧」に該当
3	2 優先事項のうち「卒園児等」に該当
4	2 優先事項のうち「保育士等」に該当
5	2 優先事項のうち「ひとり親」に該当
6	2 優先事項のうち「兄弟姉妹と同施設希望」に該当
7	2 優先事項のうち「育休明け」に該当（同指数者同士が育休明けに該当する場合は、育児休業の終了日と利用希望月との関係性や、育児休業延長の困難度合い等により判定）
8	保護者等、児童本人、兄弟姉妹、世帯及び親族等の状況から勘案して、保育の必要性が高いものと認められる児童
9	1 基準事項の合計指数（高い方を優先）
10	養育する 18 歳未満の児童数（児童数が多い方を優先）
11	利用希望施設の希望数（多い方を優先）
12	保護者等に保育料未納額がない
13	利用希望施設の希望順位（高い方を優先）
14	申請児童の属する世帯の合計所得金額（低い方を優先）
15	世帯の状況等から総合的に判断して、保育の必要性が高いものと認められる児童

※ 利用調整（入所選考）を行った結果、本市が入所可能と判断しても、認可保育施設の受入態勢が整わない等の理由により、入所できない場合があります。

17 利用決定後の注意点について

○ 利用の可否について

- 4 月入所の利用調整（入所選考）の結果は、原則として書面により通知します。（電話・メール等でのお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。）
- 年度途中の入所の利用調整（入所選考）の結果は、利用が決まった方に対して毎月 20 日頃に電話連絡します。（申請書には、日中に必ずつながる電話番号をご記入ください。）
- 徳島市へ転入予定として申込した方については、入所が決まった後、必ず利用希望月の 1 日までに本市に住民票を異動してください。（保護者への電話が何日にも渡ってつながらず連絡が取れない場合や、利用希望月の 1 日を超えた日付で住民票を異動した場合等は、利用決定した後であっても、利用決定の取り消しを行うことがあります。）

○ 利用決定後の説明会等について

- 利用決定した後に、各施設で説明会や健康診断がありますので、必ず参加してください。
- 説明会等の日時は、4 月入所 1 次申込の際は書面（※）により、左記以外の入所の場合は電話により連絡します。（日時の都合が悪い場合等は、各施設に事前にお伝えください。）
 - ※ 4 月入所 1 次申込分は書面により通知しますが、2 次申込分については書面ではなく、施設から電話連絡します。

○ 保育時間等について

- 各施設によって保育時間が異なりますので、事前にご確認ください。（詳しくは、P37～P42 の「保育所等一覧表」をご覧ください。）
- 慣らし保育の期間中は、標準時間での認定の方であっても保育時間が短くなります。（慣らし保育の詳細は、各施設へご相談ください。）
- 基本的に、日曜・祝日・振替休日・国民の休日・年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は、保育所等は休みとなります。祝日・休日等に保育が必要な場合は、別途「休日保育」の申請が必要ですので、詳しくは、子ども保育課までお問い合わせください。

○ 利用開始後に、家庭・就労状況等に変更があった場合（重要）

保育所等の利用開始後に、申請していた内容に変更があった場合（＝住所の変更や、家庭・就労状況の変更等があった場合）は、「申込事項変更届」の提出が必要となりますので、速やかに利用中の施設で手続きしてください。

【利用開始後の市外転出には、ご注意ください！】

徳島市の認可保育施設の利用要件は、「徳島市に住民登録のある方」です。市外転出すると現施設は利用できなくなります（再度申請が必要となります）ので、ご注意ください。

○ 申込事項変更届の提出が必要なケース

変更内容		変更届と併せて必要な書類
住所の変更	市内での転居	☐ 支給認定証
	市外へ転出 ※1 注意！現施設は 退所となります！	☐ 支給認定証 ☐ 退所届 ※市外転出すると現施設は利用できなくなります（再度申請が必要となります）
氏名の変更（児童・保護者）		☐ 支給認定証
家族構成の変更	離 婚	☐ 支給認定証 ☐ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し
	婚 姻	☐ 支給認定証 ☐ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の写し ☐ 個人番号提供書 ☐ 結婚した相手の就労証明書等
就労状況の変更	新たに就職、 自営業を開業、 内定→在職 等	☐ 就労証明書（新しい勤務先のもの）
就労状況の変更	転職、勤務日数 の変更 等	☐ 就労証明書（変更後のもの）
	育休明けで復職	☐ 支給認定証 ☐ 就労証明書
疾病・ 障害	疾 病	☐ 支給認定証 ☐ 疾病証明書
	障害者手帳 等の交付	☐ 支給認定証 ☐ 障害者手帳等の写し
親族の介護・看護をする		☐ 支給認定証 ☐ 介護・看護状況申告書（医師の証明が必要）
震災・風水害等の災害の復旧		☐ 支給認定証 ☐ 罹災証明 または 就労証明書
虐待・DV		☐ 支給認定証 ☐ 保護証明、県こども女性相談センター等の証明書 等
求職活動をする		☐ 支給認定証 ☐ 求職活動状況申告書（求職活動状況が確認できる、 ハローワークカードの写し等を添付）

○ 申込事項変更届の提出が必要なケース（続き）

変更内容	変更届と併せて必要な書類
保護者が就学する	☐ 支給認定証 ☐ 就学状況申告書 ☐ 在学証明書、学生証等の写し（在学期間が記載されたもの）
妊娠・出産する ※2	☐ 支給認定証 ☐ 出産（産前・産後）の認定に係る申立書 ☐ 母子手帳（表紙と出産予定日が記載されたページの写し）
育休を取得する ※3	☐ 支給認定証 ☐ 育休期間の証明書類（就労証明書 等）
世帯員が障害者手帳等の交付を受ける	☐ 障害者手帳等の写し

※1 **【ご注意ください！】**市外転出した場合は、転出月の末日（ただし、1日転出の場合は前月の末日）で現利用施設は退所となります。（在籍施設の継続利用を希望する場合は、転出先の市町村で新たに広域利用申請が必要です。なお、この場合は必ずしも継続利用できるとは限りません。）

※2 「利用希望日の属する月が、出産月またはその前後2カ月の間に該当する場合」は、産前休暇の開始日に関係なく、妊娠・出産の要件での認定となります。（令和5年度以前は、妊娠・出産の要件で利用開始した場合には、認定期間の終了で利用施設は退所としていましたが、令和6年4月以降は、この取扱いを廃止しています。詳しくはP6をご覧ください。）

※3 「現に保育所等の利用児童（上の子）がいる状況で（下の子の）育休を取得する場合」は、次のいずれかの要件を満たす場合に、利用児童（上の子）は現施設を継続利用できます。

- 認定要件の変更（妊娠・出産の認定終了月の翌月）時点で、利用児童が5歳児クラスに在籍する場合
- 取得する育休の期間が「生まれた子の1歳の誕生日の前日まで」である場合

なお、「生まれた子の1歳の誕生日の前日まで」育休を取得し、下の子の入所選考の結果、育休終了月（終了月前月の場合もありますので就労先にご確認ください）に入所できなかった場合は、下の子の入所不可の結果をもって最長半年間の育休延長を行うことで、上の子の育休中の継続利用の認定について、延長可能となります。

※4 その他注意事項

- 保育時間（標準時間・短時間）の変更は、変更届の提出があった月の翌月からの適用となり、月の途中での変更はできません。（保育認定の要件ごとの保育時間はP9参照。）
- 就労内定や育休短縮予定として申込した方は、利用開始月（就労開始月）の月末までに再度、就労証明書を提出してください。
- いずれの書類も、消すことができるボールペンや修正ペン・テープは使用不可です。（これらを使用していた場合は再提出していただきます。）

○ 年度途中での利用施設の変更（転所希望）

- 年度途中での利用施設の変更（転所）を希望する場合は、子ども保育課に申請が必要です。（表紙に記載の締切日までに、子ども保育課で手続きを行ってください。）
- 転所申請者は、通常の申込者（＝保育所等に入所できていない人）と併せて利用調整（入所選考）することとなり、選考に当たっては保育所等に入所できていない人の指数の方が高くなる傾向があることから、希望施設への早期の転所は難しい場合があります。予めご了承ください。
- 育休中の継続利用の認定を受けている児童が転所を希望する場合で、入所選考の結果、希望施設へ入所（転所）できることとなった場合は、保護者は復職（入所月の翌月 14 日まで育休取得可能）する必要がありますので、ご注意ください。（小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童である場合、又は、認可保育施設の受入年齢終了児童である場合は除く。）

○ 途中退所・保育の実施解除

- 年度途中や認定期間の途中で利用施設を退所する場合は、退所日の 10 日前までに利用中の施設へ「退所届」を提出してください。
- 認定期間中に認定要件に該当しなくなった場合や、旅行等を理由として、長期（概ね 1 ヶ月）にわたり通所しなくなった場合等は、認定の失効または保育の実施を解除する場合があります。
- 里帰り出産は、月初から月末まで 1 日も通所していない月が最大 2 ヶ月となる範囲で休園を認めています（前後の月を含め最長 4 ヶ月未満）。事前に利用している施設へご相談ください。
- 市外転出に伴う退所の場合は、退所する月の 2 日以降に住民票を異動（他市町村へ転出）してください。（退所する月の 1 日以前に住民票を異動した場合は、退所する月内の利用が出来なくなりますので、ご注意ください。）

○ その他

- 食物アレルギーのある児童に対しては、アレルギーに対応した給食を可能な範囲で提供しますので、「食物アレルギー主治医診断書」等を、利用開始日までに利用施設へ提出してください。（食物アレルギー主治医診断書の様式は、子ども保育課でお渡しします。）
- 利用児童の病気等の状態が、申込時（児童状況届の記入時）や面接時から変化があった場合には、速やかに子ども保育課へご連絡ください。
 - ※ 病気等の状態についての保護者からの聞き取り内容や児童の面接等によって、集団保育が難しいと判断された場合等には、利用決定を取り消す場合があります。（利用開始後に状態が変わった場合も同様です。）
- 台風等の自然災害により、保育の実施や児童の登所・降所が危険と判断された場合には、登園の自粛や早めのお迎えをお願いすることがあります。
- 利用児童が新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザ、その他の感染症に罹患した場合は、感染した児童に対し、登所（園）の自粛をお願いすることがあります。
また、施設内で一定数以上の感染者が発生した場合には、クラス単位、施設全体での登所（園）の自粛をお願いすることがあります。

18 保育料・副食費について

○ 保育料の算定基準（0～2 歳児）

保育料（利用者負担）は、児童と生計を同じくする父母及び扶養義務者（生計を維持している祖父母等）の、前年度または当年度の市区町村民税所得割額によって決定します。

- 市区町村民税所得割額は、調整控除を除き、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除などの税額控除が適用される前の額を用います。（保育料は、P29 の「徳島市保育料徴収基準額表」を参照してください。）
- 4～8 月は R8 年度、9～3 月は R9 年度の市区町村民税額で保育料を算定します。（下図を参照。）
- 3 歳児以上の保育料は、0 円です。（令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化のため。）
- 児童の年齢は、年度の初日現在の年齢を適用します。（例：年度途中で満 3 歳となっても、2 歳児クラス児童には 3 歳児からの保育料無償化は適用されません。）
- 所得の未申告等の理由により、課税額が確認できない場合は、「仮保育料（＝P29 の「徳島市保育料徴収基準額表」における D9 階層）」により保育料を決定します。（この場合、所得申告等が行われた後、保育料の再算定を行うこととなります。）
- 保育必要量（標準時間・短時間）によっても保育料が異なる場合があります。

保育料算定年度と市民税課税年度との関係			
年	令和 9 年		令和 10 年
月	4～8 月	9～12 月	1～3 月
保育料決定に用いる 市民税の課税年度	令和 8 年度 市民税額	令和 9 年度 市民税額	
上記の課税対象 となる所得年月	令和 7 年 1～12 月の所得	令和 8 年 1～12 月の所得	

○ 保育料の負担軽減

■ 利用児童が第 3 子以降の場合

次の【条件】を満たす世帯 → 無料

【条件】保育料が D8～D9 階層の世帯であり、かつ、保護者と生計を一にする児童（税の扶養親族である子を含む）が利用児童を含めて 3 人以上いること。

■ 利用児童が第 2 子の場合

次の【条件】を満たす世帯 → 半額

【条件】保育料が D8～D9 階層の世帯であり、かつ、保護者と生計を一にする児童（税の扶養親族である子を含む）が利用児童を含めて 2 人いること。

徳島市保育料徴収基準額表

(単位：円)

保育認定			
階層区分		3号	
		0・1・2歳	
		標準時間	短時間
生活保護世帯	A	0	0
市民税非課税世帯	B	0	0
市民税が均等割のみの世帯 (所得割非課税)	C	0	0
市民税所得割課税額 48,599円以下の世帯	D1	0	0
市民税所得割課税額 48,600円以上 57,699円以下の世帯	D2	0	0
市民税所得割課税額 57,700円以上 72,999円以下の世帯	D3	0	0
市民税所得割課税額 73,000円以上 77,100円以下の世帯	D4	0	0
市民税所得割課税額 77,101円以上 96,999円以下の世帯	D5	0	0
市民税所得割課税額 97,000円以上 132,999円以下の世帯	D6	0	0
市民税所得割課税額 133,000円以上 168,999円以下の世帯	D7	0	0
市民税所得割課税額 169,000円以上 300,999円以下の世帯	D8	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)
市民税所得割課税額 301,000円以上の世帯	D9	59,000 (29,500)	57,900 (28,950)

() 内は半額の保育料

○ 保育料以外の負担

保育料以外に、延長保育料やその他の実費徴収などの負担が必要となる場合があります。
詳しい内容については、各施設へお問い合わせください。

○ 副食費の算定基準（3～5 歳児・2 号認定子ども）

3～5 歳児（4 月 1 日現在の年齢）は、保育料については無料ですが、給食の材料にかかる費用（副食費）については保護者の負担となります。

なお、副食費の算定方法については、保育料の算定基準と同様です。

■ 副食費の負担軽減

◆ 次の【条件(1)～(3)】のいずれかを満たす世帯 → 全額免除

【条件(1)】 A～D2 階層に該当する世帯

【条件(2)】 D3、D4 階層で、かつ、次のいずれかの要件を満たす世帯

- ・ ひとり親世帯（別居または離婚調停中の場合は含まない。）
- ・ 在宅障害児・者（※）のいる世帯（※身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付者がいる世帯、または、特別児童扶養手当の支給対象児童や国民年金の障害基礎年金等の受給者がいる世帯）
- ・ 生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯

【条件(3)】 次の要件を満たす世帯

- ・ 保育料が D3～D9 階層の世帯であり、かつ、第 1 子・第 2 子が小学校就学前児童で認可保育施設・幼稚園等（※）を利用している場合の第 3 子以降の児童（※徳島市立以外の幼稚園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所、または、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合は、在園証明書等の提出が必要。）

◆ 次の【条件(1)・(2)】のいずれかを満たす世帯 → 一部免除（※免除額は 4,500 円。副食費が 4,500 円を上回る場合は、その差額は保護者負担。）

【条件(1)】 保護者と生計を一にする満 18 歳未満の兄弟が 2 人以上いる世帯

【条件(2)】 保護者と生計を一にする満 18 歳未満の兄弟が 1 人いる D3～D7 階層の世帯

○ 保育料の支払方法

保育料の支払方法は、原則として口座振替でお願いします。

利用施設が決定した後、施設から交付される「口座振替依頼書」と、ご自身の「預貯金通帳とその届出印鑑」を準備し、次の金融機関で口座振替の手続きをお願いします。

<口座振替が可能な金融機関>

阿波銀行、四国銀行、徳島大正銀行、徳島信用金庫、伊予銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、百十四銀行、高知銀行、愛媛銀行、香川銀行、四国労働金庫、徳島市農協、徳島県信用農業協同組合連合会、ゆうちょ銀行・郵便局の各店舗

- 口座振替に手数料はかかりません。
- 毎月末日が振替日となり、金融機関が休日の場合は、翌営業日になります。
- 保育料がかからない場合は、口座振替の手続きは不要です。
- 私立認定こども園・地域型保育施設を利用する方の保育料は、各施設への支払いとなります。
(詳しい支払方法は、各施設へ直接お問い合わせください。)
- 延長保育料やその他実費徴収は、各施設により支払方法が異なりますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

○ 副食費の支払方法

市立保育所・市立認定こども園の副食費は、保育料と同様に、原則として口座振替でお願いしており、振替日は保育料と同日となります。

その他施設の副食費の支払方法については、各施設へ直接お問い合わせください。

19 施設等利用給付認定（無償化）について

申込をした保育所等が入所保留（待機）となった場合、次の表に該当する方には、結果通知と合わせて、「施設等利用給付認定を行った旨の通知書」を送付します。

この通知により、認可外保育施設等を利用した場合に、無償化の対象として一定額まで給付が受けられるようになります。

申請児童の年齢	無償化認定となる世帯	対象施設
令和9年4月1日時点で 3～5歳	すべての世帯	私立認定こども園 幼稚園 認可外保育施設 一時預かり、病児保育事業、 ファミリーサポート・センター等
令和9年4月1日時点で 0～2歳	市区町村民税 非課税世帯	私立認定こども園 認可外保育施設 一時預かり、病児保育事業、 ファミリーサポート・センター等
	市区町村民税が均等割額のみ の世帯 ～ 市区町村民税が168,999円以下の世帯	認可外保育施設 企業主導型保育施設

- 認可保育施設（0～5歳）・企業主導型保育施設（3歳以上）を利用している場合は、無償化の対象となりません。
- 4月入所の申込をした方は、2次申込の結果の際に通知します。
- 施設等利用給付の詳細は、徳島市ホームページでご確認いただくか、認定については子ども保育課（TEL：088-621-5193）、償還払いの手続きについては子ども政策課（TEL：088-621-5240）までお問い合わせください。

申請書等の記入例

20 記入例（申請書）

保育認定（2・3号）用		令和9年度		受付場所 課・施設 市受付印	
教育・保育給付認定申請書 保育所等利用申込（継続確認）書					
徳島市長 宛					
保護者は、徳島市に住民登録のある方としてください。		電話番号は、日中に連絡可能な番号を①から順に記入してください。		記入例 (新規申込用)	
申請児童	フリガナ 氏 名	トクシマ ハコ 徳島 花子		性別	生年月日
				女	令和7年1月1日
	フリガナ 氏 名	トクシマ タロウ 徳島 太郎		連絡先	年齢
				① 090-1111-2222	2 歳
				② 090-3333-4444	続柄 [母]
				③	続柄 [父]
注) 徳島市からの連絡は、①から順に優先連絡します					
0-8053 徳島市沖浜東2丁目16番地					
他施設の申込状況 (併願の有無)		☒ 有 (幼稚園等の他施設を別に申込している) ☐ 無 (本書による申込のみ)			
申込施設		●●●●幼稚園			
注) 市立認定こども園1号と他の保育所等とは併願不可					
申請児童の状況		アレルギーの有無		有 ・ 無	
申請世帯の状況		ひとり親世帯の該当		有 ・ 無	
世帯員が障害者手帳等を受給		有 ・ 無		生活保護の受給	
有 ・ 無		有 ・ 無		有 ・ 無	
① 世帯の状況 ・ 申請児童を除く 同一敷地内の全員（世帯別でも）を記入、申請児童の父母・兄弟は別居の場合でも記入					
フリガナ 氏 名	続柄	生年月日	年齢	父母等の就労(予定)先や、児童の利用(申請)施設等 (R9.4.1現在)	備考
1 徳島 太郎	父	S58.1.3	44歳	●●株式会社	就労(学)・利用中 就労予定・申請中
2 徳島 和子	母	S59.1.4	43歳	●●病院	就労(学)・利用中 就労予定・申請中
3 徳島 一郎	兄	R3.4.3	5歳	●●保育所	就労(学)・利用中 就労予定・申請中
4 阿波 冬美	祖母	R37.1.6	65歳	無職	就労(学)・利用中
5					
就労内定などの状態にある場合は、必ずチェックしてください。					
② 利用希望する期間・施設					
利用希望期間		令和9年4月1日 から 年 月 日			
利用希望施設	第1希望	●●保育所		第4希望	△△保育所
	第2希望	△△認定こども園			
	第3希望	■●保育所			
希望施設が複数ある場合は、複数（原則3つ以上）ご希望ください。					
3つ以上ご希望いただくと、利用調整を行う上で、大きな加点対象となります。					
※ ただし、利用決定後、自己都合で入所辞退された場合は、以後の利用調整（入所選考）で減点の対象となります。					
③ 利用希望する保育時間 ・ 保育時間は施設により異なることに注意					
希望区分	☒ 保育標準時間（最長11時間まで）				
希望時間	平日	8時 00			
	土曜日の保育希望	☒ あり			
	土曜日	9時 00			
希望月に入所できなかった場合、「翌月以降も継続して、利用調整（入所選考）を希望するかどうか」を選択してください。					
本申請書の取扱					
希望月からの利用ができない場合	☒ 利用できるまで待つ（翌月以降も利用調整希望） ☐ 申請を取り下げる（翌月以降の利用調整不要）				
利用調整の希望 (育児休業中の方は どちらかにチェック してください。)	☐ 入所が決定されれば、入所月の翌月15日までに育児休業から復職する。				
	注) きょうだいが、保育認定を受けている場合は除く				
	☐ 育児休業の延長を許容できるため、選考時の優先度が下がってもよい。				
注意事項					
1. チェックをすることにより、優先指数が減点されます。					
2. 利用調整の結果、施設に空き等がある場合は、利用決定となります。					

④ 保育を必要とする事由 ・該当する箇所にチェック

区分	類型	父	母	具体的な状況	
01	就 労	✓		就労日数	月 160 時間以上 の就労を常態
02				月 140 時間以上 ~ 160 時間未満	の就労を常態
03				月 120 時間以上 ~ 140 時間未満	"
04				月 100 時間以上 ~ 120 時間未満	"
05				月 64 時間以上 ~ 100 時間未満	"
06				就労日数	月 160 時間以上 の就労を常態
07				月 140 時間以上 ~ 160 時間未満	の就労を常態
08			✓	月 120 時間以上 ~ 140 時間未満	"
09				月 100 時間以上 ~ 120 時間未満	"
0A				月 64 時間以上 ~ 100 時間未満	"
11	妊娠・出産			妊娠	
21	保 護 者 の 疾病・障害			疾	就労の場合は、就労日数・時間について、勤務先から発行された就労証明書を参照のうえでチェックしてください。
22					
23					
24					
25					
26					
27			療養	上記以外で日常生活に著しく支障があり、他者の介助が必要	
28			障害	一般療養（運動・外出等の制限ありだが、身の回りのことは自分で可）	
29				介護を要する（身体 1～2級、精神 1級、療育A、要介護度 3～5）	
31	親 族 の 介護・看護			介護を要する（身体 3級以下、精神 2級以下、療育B、要介護度 1～2）	
32				保育に支障がある（身体 3級以下、精神 2級以下、療育B、要介護度 1～2）	
33				上記以外で保育の必要性がある（要介護度 要支援 等）	
34				月 160 時間以上 の介護・看護を常態	
35				月 140 時間以上 ~ 160 時間未満 の介護・看護を常態	
41	災害復旧			火災等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育ができない場合	
51	求 職 中			求職活動または自営準備のため、外出することを常態とする場合	
61	就 学 中			職業訓練校・専門学	月 160 時間以上の就学を常態とする
62				校・大学等に就学中	月 140 時間以上 ~ 160 時間未満の就学を常態
63				である場合	月 120 時間以上 ~ 140 時間未満 "
64					月 100 時間以上 ~ 120 時間未満 "
65					月 64 時間以上 ~ 100 時間未満 "
66				居宅内での就学（通信教育等）	
71	虐待・DV			虐待・DV等を受けている又は受ける恐れがある場合	
81	育児休業中			1年未満の育児休業を取得する保護者で、認可保育施設（事業所内保育施設 従業員枠を	

<記入の際の注意事項>

- 利用可能な施設が複数ある場合は、**複数(原則3つ以上)ご希望ください。**
3つ以上ご希望いただくと、利用調整(入所選考)を行う上で、大きな加算対象となります。
※ ただし、利用決定後、自己都合で入所辞退された場合は、以後の利用調整(入所選考)で減点の対象となります。
- **黒ボールペンで記入してください。**(消すことができるボールペンや修正ペン・テープは使用不可です。
これらを使用していた場合は再提出していただきます。)また、本申請書は、**申請児童1人につき、1枚作成してください。**
- **市立認定こども園の幼稚園部分(1号認定)は、同施設の保育所部分(2号認定)や、他の認可保育施設(2号認定)との同時申込(併願)はできません。**
- 「① 世帯の状況」欄は、**申請児童の20～64歳の同居親族(別世帯であっても、同居所に居住している親族を含む)全員を記入してください。**
また、**申請児童の父母・兄弟については、別居の場合でも記入してください。**
- **4月入所1次申込(受付期間:令和8年10月20日～11月5日)の際は、本申請書は、第1希望施設または子ども保育課(要予約)のいずれかに提出してください。**
(4月入所2次申込(受付期間:令和8年11月6日～)以降は、子ども保育課(予約不要)へ提出してください。)
- **個人情報の取扱について**
本申請書・添付書類等については、教育・保育給付認定、保育所等の利用調整・入所、保育料の算定並びに関係通知の発送に係る手続き等、保育所等に関する事務以外の目的には利用しません。

20 記入例（児童状況届・表面）

児童状況届 （必要事項を記入・該当箇所をチェックをしてください）																	
利用を希望する 児童氏名		徳島 花子				[令和 7年 1月 1日 生]											
① 児童の保育状況																	
現在の 保育 状況	保護者等が 保育している	☐ 自宅で保育中		保 育 者		☐ 父 ☐ 母		育休の取得 ☐ なし ☐ あり									
		☒ 職場で保育中				保 育 状 況		☒ その他（続柄： 氏名： ）									
		☐ その他		保 育 状 況				☒ 職場内託児施設 ☐ 職場へ同行して就労しながら保育									
	保育施設等を利用している	☐ 認可保育所等				施設名		利用期間		年 月 日 ~							
		認可保育所等のうち、事業所内保育を利用の場合			☐ 地域枠で利用中 ☐ 従業員枠で利用中												
		☐ 認可外・職場内託児施設			施設名		現在の保育状況を継続することが困難な事情等があれば、記入してください。										
		☐ 一時預かり															
		利用状況 週 回															
		☐ 幼稚園															
	☐ 徳島市外の施設			施設名													
☐ その他（ ）																	
上記保育の継続 について		上記の保育を継続することが困難な事情 等がある場合は記入してください			現在利用している職場内託児施設が、来年4月以降は 受入不可となる（受入可能年齢を超過するため）												
過去（上記以外）の 集団保育経験の有無		☐ なし ☒ あり（ありの場合は、次を記入してください）															
療育施設等の 利用の有無		☐ なし ☒ あり（ありの場合は、次を記入してください）		施設名		徳島市立●●保育所		利用期		複数ある場合は、空きスペースに記入してください。							
		☐ なし ☒ あり（ありの場合は、次を記入してください）															
療育施設等の 利用の有無		☐ なし ☒ あり（ありの場合は、次を記入してください）		施設名		発達支援センター ●●		利用期		兄弟姉妹の「全員が同じ月での入所を希望」する場合は、施設の調整方法を必ず選択してください。							
		☐ なし ☒ あり（ありの場合は、次を記入してください）															
② 申請児童以外の就学前の兄弟姉妹 ※就学前の兄弟姉妹がいない場合は、記入不要																	
兄弟姉妹で 同時に申請している 場合の希望		全員が 同じ月での入所 を希望		☒ 全員が同じ月での入所を希望		施設の 調整方法		☐ 必ず同じ施設への入所を希望		【注意】 兄弟姉妹が1人でもいると、その月には他の兄弟姉妹も全員待機になります							
				☒ 同じ施設への入所が無理な場合は、別の施設でも構わない													
		兄弟姉妹が未申請の 場合は、その理由		別の月での入所 でも構わない （1人でも先に）		☐ 同じ月での入所が無理な場合は、1人だけでも先に入所を希望（※別の施設も含む）											
☐ 保育所等を利用中 ☐ 親族が保育中 ☐ 職場内託児施設を利用中 ☐ 職場へ同行して就労しながら保育 ☐ その他 []																	
③ 今後の出産予定																	
今後の出産予定		☒ なし ☐ あり [出産予定日： 令和 年 月 日]															
④ 別居の祖父母の状況 ※同一敷地内に住む祖父母は、申請書の「①世帯の状況」に必ず記入																	
氏 名		続柄	年 齢	住 所	申請児童宅までの 交通手段・時間		勤務先・就労時間		健康状態								
父 方		(他 界)		祖父 歳		交通手段		勤務先		就労時間		(市外在住の場合は記入不要)					
														所要時間			
(同 居)		祖母 歳		交通手段		勤務先		就労時間		(市外在住の場合は記入不要)							
												所要時間					
母 方		吉野 春夫		祖父 64歳		徳島市●●町5-1		交通手段		車				勤務先		自営業（農業）	
												所要時間					
吉野 秋子		祖母 67歳		同上		交通手段		自転車		勤務先				●●病院		健康状態	
												所要時間					
所要時間		15分		就労時間		120時間/月		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									
										健康状態							
健康状態		健康状態		健康状態		健康状態		健康状態									

20 記入例（児童状況届・裏面）

⑥ 児童の健康状況など

申請児童の健康状態を 正確に記入してください。		出生体重	3,200	g	妊娠期間	40	週	現在の体重	14	g	kg		
		歩き始め	3	ヵ月	お座り	6	ヵ月	はいはい	9	ヵ月	歯の生え始め	9	ヵ月
		歩き始め	12	ヵ月	歩きの現況	☐ ずりばい ☐ はいはい ☐ つかまり立ち ☐ つたい歩き							
		家族といっしょにいるとき、話しかけるような声を出しますか？					☒ はい ☐ いいえ						
		言語（意味のあることば）					14	ヵ月	ことばの現況	☐ 単語 ☐ 二語文 ☒ 会話がわかる			
児童の健康状況等		6ヵ月健診は受けていますか？（※1歳6ヵ月以上のみ回答）					☒ はい ☐ いいえ						
		健診時に医師・保健師からの指導・指摘があった場合は、その内容を記入してください。											
		特になし。											
		なぜ受診していないのか理由を記入してください。											
		3歳児健診は受けていますか？（※3歳以上のみ回答） ☒ はい ☐ いいえ											
児童の健康状況等	発育状況	「はい」と回答した場合		健診時に医師・保健師からの指導・指摘があった場合は、その内容を記入してください。									
		「いいえ」と回答した場合		ことばの発達、ややゆっくりであることについて指摘があった。									
		「はい」と回答した場合		なぜ受診していないのか理由を記入してください。									
		「いいえ」と回答した場合											
	視力	視力について、気になることはありますか？	☐ なし ☒ あり		[※ ありの場合は、次のうち該当するものにチェックしてください]								
			☒ 物を見るときに目を細めたり、極端に目を近づけて見ようとする ☐ 横目で見たり、上目遣いで見ようとする。 ☐ 眼鏡が必要（ ☐ 遠視 ☐ 弱視 ☐ その他 [] ） ☐ その他 []										
	耳の聞こえ	耳の聞こえが悪いのではないかと気になったことはありますか？	☒ なし ☐ あり		[※ ありの場合は、次のうち該当するものにチェックしてください]								
			☐ 後ろから呼んでも振り向かない ☐ 言葉の遅れを感じる ☐ 言葉や理解で気になる点がある ☐ その他 []										
	けいれん	けいれんをおこしたことはありますか？	☐ なし ☒ あり		[※ ありの場合は、次を記入してください]								
回数			1	回	一番最近の発生年月	R7年	6月	けいれん時の体温	38.5	℃			
アレルギー	原因となる食物は？ 薬の服用はありますか？	申請書に「アレルギー有」と記入した場合は、必ず右の項目を記入してください		アレルギーの原因となる食物				生卵、牛乳					
		アナフィラキシーをおこしたことはありますか？		☒ なし ☐ あり		薬の服用 ありの場合		エピペン・内服薬 薬の種類 []					
通院・入院歴	通院・入院歴はありますか？	☒ なし ☐ あり		[※ ありの場合は、次を記入してください]									
		いつ頃	歳	ヵ月	病名								
		手術歴	歳	ヵ月	手術名								
		病院名											
現在の病状	治療中の病状はありますか？	☒ なし ☐ あり		[※ ありの場合は、次を記入してください]									
		病名											
		薬の服用	☐ なし ☐ あり		薬の服用 ありの場合	薬の種類 []							
児童の発育状況・健康状態に関して、集団保育の際に気を付けることや、その他保育所等に伝えたいことはありますか？		☐ なし ☒ あり		[※ ありの場合は、次を記入してください]									
		最近、物を見る時に、目を細めることが多くなっているように思う。 卵については、加熱した場合にはアレルギーはおこりません。											

以下は、徳島市記入欄のため、記入しないでください

記 録 内 容	応 答 者	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 (父方・母方) ・ その他()		
	面 接 員	面 接 日	令和	年
			月	日

21 令和9年度 保育所等一覧表（市立保育所・認定こども園）

施設区分	設置種別	施設名	所在地	電話番号	定員	受入年齢
保育所	市立	内町保育所	徳島町2丁目18	088-652-4979	120	生後8週間～
		渭東保育所	福島二丁目4-24	088-653-0879	120	生後8週間～
		津田保育所	津田町四丁目4-7	088-662-0624	120	生後8週間～
		八万東保育所	南二軒屋町一丁目1-11	088-654-3230	90	2歳～
		国府保育所	国府町早淵池久保10	088-642-1490	120	生後8週間～
		加茂名保育所	庄町5丁目136	088-631-1222	70	生後8週間～
		川内保育所	川内町榎瀬707-1	088-665-0641	60	2歳～
		名東保育所	名東町3丁目398-2	088-631-1135	95	生後8週間～
		一宮保育所	一宮町西丁1021-3	088-644-0030	60	生後8週間～
		北島田保育所	北島田町3丁目62-1	088-631-9666	60	生後8週間～
		応神保育所	応神町吉成字西吉成143	088-641-1256	60	生後8週間～
		明善保育所	上八万町下中筋286-1	088-668-3138	35	2歳～
		多家良保育所	多家良町池谷161-3	088-645-0140	30	2歳～
		渋野保育所	渋野町宮前140-4	088-645-0724	30	2歳～
		丈六保育所	丈六町休場6-6	088-645-0944	90	生後8週間～
		城西保育所	北佐古二番町2-18	088-632-7010	150	生後8週間～
幼保連携型 認定こども園	市立	北井上認定こども園	国府町西黒田字南傍示275-1	088-642-6336	75（90）	生後8週間～
		勝占認定こども園	勝占町中須155-2	088-669-3001	95（120）	生後8週間～
		不動認定こども園	不動本町2丁目145-1	088-631-0327	61（70）	生後8週間～
		富田認定こども園	富田橋2丁目28番地	088-655-0071	100（120）	生後8週間～

- 1 延長保育の利用には、延長保育料が必要です。（詳しくは各施設へお問合せください。）
- 2 認定こども園の店員：カッコ内は1号認定（幼稚園部分）の定員を含めた定員示します。

市立認定こども園 幼稚園部分（1号認定）の利用申込に関する注意点

- 1 市立認定こども園 幼稚園部分（1号認定）を利用希望の場合、幼稚園部分（1号認定）用の教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書を提出してください。申請書の受付期間・場所については、「利用申込のてびき 幼稚園部分（1号認定）用」でご確認ください。
- 2 市立認定こども園 幼稚園部分（1号認定）の申込をする場合は、他の保育所等（2号認定）の申込をすることはできません。

保育時間				延長保育（標準時間の場合）			
平 日		土曜日		平 日		土曜日	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	午 前	午 後	午 前	午 後
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:00	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
7:30-18:00	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:00	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
7:30-18:00	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
7:30-18:00	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
8:00-17:30	8:30-16:30	8:00-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
8:00-17:30	8:30-16:30	8:00-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
8:00-17:30	8:30-16:30	8:00-12:30	8:30-12:30	-	-	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-12:30	8:30-12:30	-	18:30-19:00	-	-

今後における市立教育・保育施設の再編について

次の中学校区に所在する市立就学前施設は、令和 7 年度から令和 12 年度の間に着手する廃止・統合などの再編対象となっています。

- 加茂名中学校区（加茂名保育所、北島田保育所、名東保育所、加茂名幼稚園）
- 上八万中学校区（一宮保育所、明善保育所、上八万幼稚園）
- 応神中学校区（応神保育所、応神幼稚園）
- 川内中学校区（川内保育所、川内北幼稚園）

21 令和9年度 保育所等一覧表（私立保育園（所））

施設区分	設置種別	施設名	所在地	電話番号	定員	受入年齢
保育所	私立	梅の花保育園	蔵本元町2丁目62	088-631-6330	110	産休明け～
		出来島保育園	北出来島町1丁目32	088-622-6383	80	10ヵ月～
		前川乳児保育園	南前川町3丁目1-18	088-625-8676	30	産休明け～2歳
		南佐古保育園	南佐古三番町5-11	088-654-7521	50	6ヵ月～
		さくら保育園	住吉二丁目7-44	088-625-7524	120	6ヵ月～
		みずほ保育園	南昭和町7丁目9-15	088-653-5523	60	産休明け～
		青葉保育園	北矢三町二丁目7-56	088-631-7289	110	4ヵ月～
		ひまわり保育園	八万町大坪287-7	088-668-2115	60	産休明け～
		くるみ保育園	川内町大松68-1	088-665-3561	70	産休明け～
		なかよし保育園	中吉野町2丁目1	088-654-5656	30	2ヵ月～2歳
		すぎの子保育園	中前川町4丁目11	088-625-5100	90	産休明け～
		あゆみ保育園	大原町中須63-6	088-663-0360	60	3ヵ月～
		みどり保育園	新蔵町3丁目34-2	088-655-8833	60	産休明け～
		光花保育園	津田本町四丁目3-31	088-663-2232	60	産休明け～
		四国大学附属保育所	寺島本町西二丁目35-9	088-602-4860	60	6ヵ月～
		めだか保育園	北沖洲三丁目8-72	088-664-4888	130	産休明け～
		木のいえ共同保育園	国府町早淵字雀ヶ原218-6	088-642-5933	60	11ヵ月～
		論田ひまわり保育園	大原町野神38-1	088-662-0734	70	産休明け～
		ソーレ保育園蔵本園	蔵本町3丁目36番地4	088-679-8660	40	6ヵ月～
		ゆずりは保育園	中島田町4丁目53-1	088-679-7535	30	産休明け～

- 1 受入年齢について：一部の保育所を除き、小学校就学前までの保育を実施しています。
- 2 延長保育について：利用には延長保育料が必要となります。（詳しくは各施設へお問合せください。）

保育時間				延長保育（標準時間の場合）			
平 日		土曜日		平 日		土曜日	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	午 前	午 後	午 前	午 後
7:10-18:10	8:30-16:30	7:10-18:10	8:30-16:30	-	18:10-18:40	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	-
7:15-18:15	8:30-16:30	7:45-13:00	8:30-12:30	-	18:15-18:45	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:15-18:15	8:30-16:30	7:15-18:00	8:30-16:30	-	18:15-19:15	-	-
7:15-18:15	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:15-19:15	-	18:30-18:45
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:30-17:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:30	-	-
7:15-18:15	8:30-16:30	7:15-13:00	8:30-12:00	-	18:15-18:45	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-17:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	18:30-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:15	-	18:00-19:15
7:15-18:15	8:30-16:30	7:15-18:15	8:30-16:30	-	18:15-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-18:30	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	8:30-17:30	8:30-16:30	-	18:00-18:30	-	-

21 令和9年度 保育所等一覧表（私立認定こども園 他）

施設区分	設置種別	施設名	所在地	電話番号	定員	受入年齢
幼保連携型 認定こども園	私立	わかば認定こども園	金沢一丁目4-8	088-624-7546	90（105）	産休明け～
		助任なかよし認定こども園	中吉野町1丁目65	088-626-1911	120（135）	1歳～
		もとしろ認定こども園	福島一丁目6-24	088-654-2967	90（105）	3ヵ月～
		大原認定こども園	大原町中須51-1	088-663-2435	83（92）	8ヵ月～
		認定こども園めだかのこころ	新浜本町2丁目2-23	088-662-1200	105（120）	産休明け～
		ゆめあい認定こども園	雑賀町西開4-3	088-660-5572	105（115）	6ヵ月～
		エクセレント南部こども園	大谷町大開16-1	088-669-5106	105（120）	6ヵ月～
		四国大学附属認定こども園	応神町古川字戎子野182-4	088-665-3900	210（280）	6ヵ月～
		沖浜シーズ認定こども園	沖浜町北川726-3	088-653-5577	90（105）	産休明け～
		みつぼしこどもえん	沖浜東2丁目46	088-635-2290	75（90）	6ヵ月～
		育英認定こども園	南昭和町6丁目3番地の1	088-626-3232	140（170）	産休明け～
		青嵐認定こども園	北田宮2丁目2番58号	088-632-2333	90（96）	産休明け～
		若松こども園	名東町1丁目110-1	088-631-8410	175（200）	産休明け～
		おおぎ認定こども園	上八万町広田461-1	088-668-5661	90（105）	産休明け～
		田宮シーズ認定こども園	北田宮4丁目791-4	088-679-8817	100（125）	産休明け～
		阿波国慈恵院こども園	福島一丁目6-62	088-622-8587	90（99）	産休明け～
		四国大学附属西富田こども園	伊賀町1丁目6-8	088-653-8341	150（170）	産休明け～
		川内南アコールこども園	川内町下別宮西38-2	088-665-1510	110（125）	産休明け～
		みのり認定こども園	八万町犬山250-1	088-669-3121	122（137）	6ヵ月～
		とくしま健祥会認定こども園	八万町新貝93番地1	088-679-8010	130（145）	産休明け～
		島田認定こども園	中島田町3丁目18	088-632-0654	120（135）	産休明け～
		島田おひさま認定こども園	国府町日開字東387-1	088-643-1888	90（105）	産休明け～
		沖洲こども園	北沖洲3丁目5-12	088-660-7788	95（110）	産休明け～
		八万南ひまわり認定こども園	八万町川南27番地3	088-677-9762	110（125）	産休明け～
		南井上にじいろ認定こども園	国府町川原田字南野240-1	088-637-2216	80（110）	産休明け～
保育所型認定こども園	私立	城南こども園	八万町内浜43番2	088-668-2100	80（92）	産休明け～
		エクセレントさくらこども園 （仮称）春日認定こども園	八万町橋本85番地1 春日三丁目231-1	088-660-6555 088-631-7906	39（42） 61（70）	6ヵ月～ 産休明け～
保育所型認定こども園	私立	川内わかば認定こども園	川内町鶴島4-1	088-665-7768	110（120）	産休明け～
		ぼかぼかこども園	国府町中654番地1	088-679-8552	59（65）	6ヵ月～
小規模保育	私立	どんぐり保育園	南出来島町1-23-1	088-652-1662	12	4ヵ月～2歳
		陽だまり保育園	南田宮2丁目7-5	088-633-2933	17	6ヶ月～2歳
		すみよし保育園	住吉四丁目10番26号	088-661-5777	18	産休明け～2歳
		リトルミー保育園	仲之町1丁目25番地	088-656-8739	16	2ヵ月～2歳
		たまご保育園	名東町1丁目125	088-676-2500	19	産休明け～2歳
		スクルドエンジェル保育園加茂名園	鮎喰町1丁目42番地3	088-679-6471	19	6ヶ月～2歳
事業所内保育	私立	はちの木保育園	中洲町2丁目24-12	088-657-3538	5（19）	3ヵ月～2歳
		スマイル保育園	佐古五番町4-13	088-625-1171	7（10）	6ヵ月～2歳
		徳島大学あゆみの森保育園	蔵本町2丁目50番地の1	088-633-7475	20（130）	産休明け～2歳

- 1 受入年齢について：一部の保育所を除き、小学校就学前までの保育を実施しています。
- 2 延長保育について：利用には延長保育料が必要となります。（詳しくは各施設へお問い合わせください。）
- 3 定員について：認定こども園のカッコ内は1号認定（幼稚園部分）の定員を含めた定員を、事業所内保育のカッコ内は従業員枠の定員を含めた定員を、それぞれ示します。

<私立認定こども園について>

- 1 入園料等が必要な場合がありますので、各施設へご確認ください。
- 2 私立認定こども園1号認定を利用希望の場合は、直接各施設へ利用申込してください。各園での利用が内定した後に徳島市子ども保育課で1号認定の支給認定申請を行ってください。

保育時間				延長保育（標準時間の場合）			
平 日		土曜日		平 日		土曜日	
標準時間	短時間	標準時間	短時間	午 前	午 後	午 前	午 後
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:30	-	18:00-19:30
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	18:30-19:00
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:30	-	18:30-19:30
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:30	-	18:30-19:30
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:30	-	18:30-19:30
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:30-17:30	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:30	-	18:30-19:30
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	18:30-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	-
7:00-18:00	8:00-16:00	7:30-18:00	8:00-16:00	-	18:00-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:30	-	18:30-19:30
7:15-18:15	8:30-16:30	7:15-18:15	8:30-16:30	-	18:15-19:15	-	-
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	18:30-19:00
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	18:30-19:00
7:00-18:00	8:00-16:00	7:00-18:00	8:00-16:00	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:45-18:00	8:30-16:30	7:45-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:00-18:00	8:30-16:30	7:00-18:00	8:30-16:30	-	18:00-19:00	-	18:00-19:00
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	-	-	-
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	-	18:30-19:00	-	18:30-19:00
7:30-18:30	8:30-16:30	7:30-18:30	8:30-16:30	7:00-7:30	18:30-19:30	7:00-7:30	-

地域型保育について

地域型保育は、少人数の単位で0～2歳児を預かる事業で、小規模保育・事業所内保育・家庭的保育・居宅訪問型保育があり、徳島市では小規模保育・事業所内保育を実施しています。

- ・ 小規模保育：定員が6人以上19人以下と、比較的小規模な環境で保育を実施する事業。
- ・ 事業所内保育：企業が主として従業員への仕事・子育ての両立支援として実施する保育（従業員枠）に加え、地域で保育を必要とする児童への保育（地域枠）を実施する事業。

申請書等の様式集

児 童 状 況 届

(必要事項を記入・該当箇所をチェックをしてください)

利用を希望する 児童氏名	[令和 年 月 日 生]
-----------------	-------------------------------

① 児童の保育状況

現在の 保育 状況	保護者等が 保育している	☐ 自宅で保育中	保 育 者	☐ 父 ☐ 母	育休の取得	☐ なし ☐ あり	
		☐ その他		(続柄: 氏名:)			
		☐ 職場で保育中	保育状況	☐ 職場内託児施設	☐ 職場へ同行して就労しながら保育		
	☐ その他	保育状況					
	保育施設等を利用している	☐ 認可保育所等		施設名	利用期間	年 月 日 ~	
		認可保育所等のうち、事業所内保育を利用の場合		☐ 地域枠で利用中 ☐ 従業員枠で利用中			
		☐ 認可外・職場内託児施設		施設名	利用期間	年 月 日 ~	
		☐ 一時預かり	利用状況				週 回
		☐ 幼稚園					
		☐ 徳島市外の施設					
☐ その他 ()							
上記保育の継続 について	上記の保育を今後も継続することが困難な事情等がある場合は記入してください						
過去(上記以外)の 集団保育経験の有無	☐ なし ☐ あり (ありの場合は、次を記入してください)						
	施設名		利用期間	年 月 日 ~	年 月 日		
療育施設等の 利用の有無	☐ なし ☐ あり (ありの場合は、次を記入してください)						
	施設名		利用期間	年 月 日 ~	年 月 日		

② 申請児童以外の就学前の兄弟姉妹 ※就学前の兄弟姉妹がいない場合は記入不要

兄弟姉妹で 同時に申請している 場合の希望	全員が 同じ月での入所 を希望	☐ 全員が同じ月での入所を希望	【注意】 「全員が同じ月での入所を希望」の場合、入所 できない兄弟姉妹が1人でもいると、その月は 他の兄弟姉妹も全員待機になります	
		施設の 調整方法		☐ 必ず同じ施設への入所を希望 ☐ 同じ施設への入所が無理な場合は、別の施設でも構わない
	別の月での入所 でも構わない (1人でも先に)	☐ 同じ月での入所が無理な場合は、1人だけでも先に入所を希望(※別の施設も含む)		
兄弟姉妹の 申請をしていない理由	☐ 保育所等を利用中 ☐ 親族が保育中 ☐ 職場内託児施設を利用中 ☐ 職場へ同行して就労しながら保育 ☐ その他 [具体的に:]			

③ 今後の出産予定

今後の出産予定	☐ なし ☐ あり [出産予定日: 令和 年 月 日、 ☐ 多胎児妊娠に該当]
---------	--

④ 別居の祖父母の状況 ※同一敷地内に住む祖父母は、申請書の「①世帯の状況」に必ず記入

氏 名	続柄	年 齢	住 所	申請児童宅までの 交通手段・時間		勤務先・就労時間		健康状態
				交通手段	所要時間	勤務先	就労時間	
父 方	祖父	歳		交通手段		勤務先		☐ 普通 ☐ 病弱 ☐ その他()
				所要時間	分	就労時間	時間/月	
	祖母	歳		交通手段		勤務先		☐ 普通 ☐ 病弱 ☐ その他()
				所要時間	分	就労時間	時間/月	
母 方	祖父	歳		交通手段		勤務先		☐ 普通 ☐ 病弱 ☐ その他()
				所要時間	分	就労時間	時間/月	
	祖母	歳		交通手段		勤務先		☐ 普通 ☐ 病弱 ☐ その他()
				所要時間	分	就労時間	時間/月	

⑤ 保育所等利用に関するその他の状況

児童の送迎方法	主な 送迎者	送り 迎え	送迎手段	☐ 車 ☐ 自転車 ☐ 徒歩 ☐ 公共交通機関	送迎時間	分
送迎する上の制約等 (あれば記入) (例:車を所有していない等)						
待機となった場合の 代替手段	☐ 育休延長が可能 [令和 年 月 日まで] ☐ 職場内託児施設を利用 ☐ 認可外等を利用 ☐ 祖父母が保育する ☐ その他(具体的に:)					
その他、留意事項等						

※ 裏 面 も 必 ず 記 入 し て く だ さ い

⑥

児童の健康状況等

以下は、徳島市記入欄のため、記入しないでください

記 録 内 容

就労証明書

【 記 入 例 】

【 注 意 事 項 】

就労証明書は、保育給付認定や保育所等の利用調整（入所選考）の資料となるため、勤務先の担当者が事実のとおり記入してください。

- ・就労内定の場合：就労を開始した後に、「証明日が雇用開始日以降の日付の就労証明書」を必ず提出してください。
- ・育休短縮の場合：育休期間を変更した後に、「変更後の育休期間を記載した就労証明書」を必ず提出してください。
- ・派遣出向の場合：派遣出向元が作成してください。
- ・記入誤りの場合：二重線で訂正（修正ペン・修正テープは不可）
- ・消えるボールペン：使用不可（※修正ペン・修正テープ・消えるボールペンを使用している場合は、再提出していただきます）

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

証明日	西暦	2026	年	10	月	1	日
事業所名	●●●●株式会社						
代表者名	代表取締役 ●● ●●						
所在地	徳島市徳島町●丁目●番地						
電話番号	088	—	111	—	2222		
担当者名	総務課 ●●						
記載者連絡先	088	—	111	—	2221		

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☒ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他（ ）
2	フリガナ	モウシコミジドウノ ホゴシャシメイ
	本人氏名	申込児童の 保護者氏名
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☒ 有期 期間 2027 年 4 月 1 日 ~ 2028 年 3 月 31 日 (無期の場合は雇用開始日のみ)
4	本人就労先事業所	名称 ●●●●株式会社 徳島南支店 住所 八万町●●△△番地
	就労する曜日にチェック	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☒ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ 就労時間：休憩時間を含めた時間
6	就労時間 (固定就労の場合)	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 分 (うち休憩時間 分) 一月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 9 時 0 分 ~ 18 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 時間 分 (うち休憩時間 分)
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 日/月 年 月 日/月 年 月 日/月 年 月 日/月 年 月 日/月 年 月 日/月 年 月 日/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☒ 取得中 ☐ 取得済み 期間 2026 年 9 月 27 日 ~ 2027 年 7 月 31 日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 復職日が「土・日・祝日など勤務しない日の場合」であっても、必ず「育休等終了日の翌日」を記入
11	復職(予定)年月日	☒ 復職予定 ☐ 復職済み 2027 年 8 月 1 日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 有期雇用の場合 → 必ずどれかにチェック
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☒ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☒ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 申込児童① 2025 年 1 月 1 日 ●●認定こども園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 児童名 生年月日 施設名 2026 年 8 月 1 日 ●●認定こども園 ☐ 利用中 ☒ 申込中(第一希望) 保護者記入欄 → 保護者が記入 生年月日 施設名 年 月 日 年 月 日 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄																
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()																
2	フリガナ																	
	本人氏名									生年月日	年 月 日							
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期		期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年 月 日 ～ 年 月 日										
4	本人就労先事業所	名称																
		住所																
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()																
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間	分)				
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐						☐			
		一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間		日	
		平日				時				分	～	時				分 (うち休憩時間		分)
		土曜				時				分	～	時				分 (うち休憩時間		分)
	日祝				時				分	～	時				分 (うち休憩時間		分)	
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間		☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間		分)						
就労日数		☐ 月間		☐ 週間		日												
主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)						
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月 日				年月	年 月 日				年月	年 月 日					
		日／月		時間／月				日／月		時間／月				日／月		時間／月		
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ～ 年 月 日																
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み				理由	☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()											
		期間 年 月 日 ～ 年 月 日																
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日																
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中				期間	年 月 日 ～ 年 月 日											
		主な就労時間帯・シフト時間帯		時		分		～		時		分 (うち休憩時間		分)				
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無																
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定																
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否																
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ～ 年 月 日																
18	備考欄																	
19	保護者記載欄	児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)								
				年 月 日														
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)								
				年 月 日														
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)								
		年 月 日																

宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	—		—	
担当者名				
記載者連絡先	—		—	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄															
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()															
2	フリガナ																
	本人氏名									生年月日	年 月 日						
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)				年 月 日 ~ 年 月 日										
4	本人就労先事業所	名称															
		住所															
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()															
6	就労時間 (固定就労の場合)	月	火	水	木	金	土	日	祝日	合計 時間	月間	時間	分 (うち休憩時間 分)				
		☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐	☐					☐			
		一月当たりの就労日数				月間				日	一週当たりの就労日数				週間		日
		平日				時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)											
		土曜				時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)											
	日祝				時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)												
	就労時間 (変則就労の場合)	合計時間		☐ 月間 ☐ 週間		時間		分 (うち休憩時間 分)									
		就労日数		☐ 月間 ☐ 週間		日											
主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)															
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月	年 月				年月	年 月				年月	年 月				
		日／月		時間／月				日／月		時間／月				日／月		時間／月	
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み		理由		☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他()											
		期間 年 月 日 ~ 年 月 日															
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日															
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中				期間		年 月 日 ~ 年 月 日									
		主な就労時間帯 ・シフト時間帯		時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)													
13	保育士等としての勤務実態 の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無															
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定															
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否															
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否															
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日															
18	備考欄																
19	保護者記載欄	児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
				年 月 日													
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
				年 月 日													
		児童名		生年月日				施設名		☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望)							
		年 月 日															

◆施設記入欄

継続 ・ 新規	番号	
---------	----	--

◆保護者記入欄

(施設名)	児童氏名	(令和 年 月 日)
	疾病者の児童との関係	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他()

※ 申請中の場合は、第1希望の施設名を記入してください。

※ 申請児童が2人以上いる場合は、人数分を用意してください。(コピー可。)

疾 病 証 明 書

◆以下、医療機関等記入欄

氏 名			
病 名			
症 状			
受 診 状 況	☐ 入院 (期間など:) ☐ 通院 (月・週 日程度) ・ その他 ()		
疾病・障害の状況 並びに 児童を家庭保育 する上での困難度合い に関する意見	疾 病	☐ 常時伏臥・感染症に該当	
		☐ 上記以外で日常生活に著しい支障があり、他者の介助が必要	
		☐ 一般療養(運動、外出等が制限されているが、身の回りのことは自分で行える)	
	障 害	☐ 身体1～2級、精神1級、療育A、要介護度3～5に該当	
		☐ 身体3級以下、精神2級以下、療育B、要介護度1～2に該当	
☐ 上記以外(要介護度要支援等)			
(上記の状況から、児童を家庭保育する上での困難度合い等に関して、ご意見があれば記入してください。)			
治療見込み期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
上記のとおり相違ありません 医 療 機 関 名 証明年月日 住 所 令和 年 月 日 医 師 名 電 話 番 号			

【注意事項】

この書類は、保育の支給認定、利用調整及び施設等利用給付認定の際の資料となるため、事実のとおりに入力してください。(必要に応じ、徳島市から医療機関等に問い合わせることがあります。)

なお、虚偽の記載があった場合は、認定及び認可保育施設の利用の取消その他、給付済の利用費や保育に要した費用の返還を求めることがあります。

◆施設記入欄

継続 ・ 新規	番号	
---------	----	--

◆保護者記入欄

(施設名)	児童氏名	(令和 年 月 日)
	申請者の児童との関係	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他 ()

※ 申請中の場合は、第1希望の施設名を記入してください。

※ 申請児童が2人以上いる場合は、人数分を用意してください。(コピー可。)

介護・看護状況申告書

◆介護・看護者記入欄 (※介護・看護を受けている人が医療機関等を利用している場合は、本書下部に医療機関等の証明が必要です。)

氏 名 (介護・看護を行う人)		住 所					
介護・看護を 受ける人	氏 名		年 齢 歳				
	続 柄	児童の 父 ・ 母 ・ 祖父 (父方 ・ 母方) ・ 祖母 (父方 ・ 母方) ・ その他 ()					
	住 所						
病 名							
症 状 等 (介護・看護が 必要な理由も記入)	身体障害手帳 級 、精神障害者保健福祉手帳 級 、療育手帳 A ・ B1 ・ B2 要介護認定の有無 : 要介護 () ・ 要支援 、介護サービス利用の有無 : 無 ・ 有 (介護・看護が必要な理由)						
介護・看護状況	家事援助・食事補助・着脱衣補助・入浴補助・排泄補助・通院(通所)同行・その他 ()						
その他具体的な 介護・看護内容							
介護・看護に 要する時間	1週間あたり : 時間 分 、 1箇月あたり : 時間 分						
【1週間の介護・看護の状況】							
時間帯／曜日	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	【記入例】
～ 8:00							起 床
8:00 ～							朝食介助
9:00 ～							
10:00 ～							随時、排泄介助
11:00 ～							
12:00 ～							昼食介助
13:00 ～							
14:00 ～							随時、排泄介助
15:00 ～							
16:00 ～							入浴介助
17:00 ～							夕食介助
18:00 ～							随時、排泄介助
19:00 ～							就 寝

◆医療機関等記入欄

氏 名			
受診状況	通 院 (月 ・ 週 日程度) ・ その他 ()		
	入 院 (期間など :)		
病 名			
症 状			
治療見込み期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
令和 年 月 日	医 療 機 関 名		
	住 所		
	医 師 名		

【注意事項】

この書類は、保育の支給認定、利用調整及び施設等利用給付認定の際の資料となるため、事実のとおりに記入してください。(必要に応じ、徳島市から医療機関等に問い合わせることがあります。)

なお、虚偽の記載があった場合は、認定及び認可保育施設の利用の取消その他、給付済の利用費や保育に要した費用の返還を求めることがあります。

◆施設記入欄

継続・新規	番号	
-------	----	--

◆以下、保護者記入欄

(施設名)	児童氏名	(令和 年 月 日)
	申立者の児童との関係	父・ (母) ・祖父・祖母・その他()

※ 申請中の場合は、第1希望の施設名を記入してください。

※ 申請児童が2人以上いる場合は、人数分を用意してください。(コピー可。)

※ 母子手帳の写し等、出産(予定)日の分かる書類を添付してください。

出産(産前・産後)の認定にかかる申立書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

令和 年 月 日に出産(予定)のため、保育を必要とする事由を妊娠・出産として申請します。
この申請にあたり、認定期間が**出産(予定)日の2カ月後の月末まで**となることについて、異議はありません。なお、出産での認定期間終了後の予定としては、次のとおりです。

【 認定期間の終了後の予定について(確認事項) 】

☐ 認定期間の終了後、保育所等の継続利用を希望する予定です

・ 次のうちから、継続利用を希望する理由を選択してください。

☐ 育休取得 ☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ その他()

・ 次のうちから、出産する子の保育予定を選択してください。

☐ 保育所等を申込 ☐ 祖父母が保育 ☐ 就労しながら保育☐ 職場内託児施設を利用 ☐ その他()

※ 認定期間の終了後、保育所等の継続利用をする場合は、「申込事項変更届」の提出が必要ですので、認定終了月の15日までに利用中の施設で手続きしてください。

☐ 認定期間の終了後、保育所等の継続利用を希望しない予定です

・ 利用終了月の15日までに、保育所等へ退所届を提出してください。

【 妊娠・出産の認定に関する注意事項 】

・ 「利用希望日が属する月が、出産月またはその前後2カ月の間に該当する場合」は、産前休暇の開始日に関係なく、妊娠・出産の要件での認定となります。

※ ただし、就労等の「妊娠・出産要件を上回る指数の認定要件がある方」は、その要件を証明する書類を提出していただくことで、利用調整(入所選考)の際の基準事項の指数を変更できます。

・ 令和5年度以前は、妊娠・出産の要件で利用開始した場合には、認定期間の終了で利用施設は退所(または再度の申請による利用調整)としていましたが、令和6年4月以降、この取扱いを廃止し、継続利用を希望する場合は、再度の申請・利用調整を要せず継続利用できることとしました。

※ ただし、妊娠・出産の認定期間の終了後に育休取得する場合は、取得する育休期間が「生まれた子の1歳の誕生日の前日まで」である場合に限り、継続利用できます。(これを超えて育休取得した場合は、妊娠・出産の認定期間の終了後に退所となりますので、ご注意ください。)

◆施設記入欄

継続 ・ 新規	番号
---------	----

◆保護者記入欄

(施設名)	児童氏名	(令和 年 月 日)
	申告者の児童との関係	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他()

※ 申請中の場合は、第1希望の施設名を記入してください。

※ 申請児童が2人以上いる場合は、人数分を用意してください。(コピー可。)

求 職 活 動 状 況 申 告 書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

私の求職活動の状況について、次のとおり申告します。

支給認定又は施設等利用給付認定を受けましたら、認定期間内(認定開始月の翌々月末まで)に就職し、就労(内定)証明書または自営申告書を提出します。

上記の認定後、認定終了月の15日までに上記の書類を提出できない場合は、認定が終了することについて異議はありません。

◆保護者記入欄(求職活動の内容・状況等)

1 希望している就労内容		
・ 希 望 職 種 : ()		
・ 希望就労時間 : 1日あたり()時間 、 希望就労日数: 1週間あたり()日		
※ 保育を必要とする事由として認められる就労時間は、月64時間以上です。		
2 求職活動の状況		
次のうち該当する項目をチェックしてください。(複数該当する場合は、複数チェックしてください。)		
☐ 採用面接を受けた		
※ 面接を受けたことがわかる書類を添付してください。		
☐ ハローワークに通っている		
※ 雇用保険受給資格者証(写)、ハローワークカード(写)、紹介状等を添付してください。		
☐ 自宅で仕事を探している [☐ 新聞等の求人情報・広告 ☐ 情報誌 ☐ インターネット]		
※ 照会をした(または照会予定)の会社等が掲載されている紙面等のコピーを添付してください。		
☐ 起業準備をしている		
※ 起業準備をしていることが分かる資料を添付してください。		
☐ その他 ()		
※ 求職活動を行っていることが分かる資料を添付してください。		
3 求職活動の内容		
月 日	照会または面接を受けた会社等の名称・電話番号	面接等の結果・状況
【記入例】 9月15日	〇〇株式会社 088-△△△-××××	雑誌の求人情報を見て電話をしたが、子どもの保育所がまだ決まっていないことを伝えると断られた。

◆施設記入欄

継続 ・ 新規	番号
---------	----

◆以下、保護者記入欄

(施設名)	児童氏名	(令和 年 月 日)
	申告者の児童との関係	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他()

※ 申請中の場合は、第1希望の施設名を記入してください。

※ 申請児童が2人以上いる場合は、人数分を用意してください。(コピー可。)

就 学 状 況 申 告 書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

次のとおり、 ☐ 就学 ・ ☐ 就学予定 であることを申告します。※ 在学を証明する書類として、学生証の写し・在学証明書等を必ず添付してください。

学校等の種別	大学 ・ 専門学校 ・ 職業訓練 ・ その他 ()						
就学(予定)期間							
就学日数		通常の就学日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 不定				
就学時間	1週間あたり : 時間 分 、 1箇月あたり : 時間 分						
就学内容 (学習内容・ 専攻等を記入)							
【1週間の就学の状況】							
時間帯／曜日	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜	【記入例】
～ 8:00							
8:00 ～							登 校
9:00 ～							授 業
10:00 ～							授 業
11:00 ～							授 業
12:00 ～							休 憩
13:00 ～							授 業
14:00 ～							空き時間
15:00 ～							授 業
16:00 ～							授 業
17:00 ～							下 校
18:00 ～							
19:00 ～							

【注意事項】

この書類は、保育の支給認定、利用調整及び施設等利用給付認定の際の資料となるため、事実のとおりに記入してください。(必要に応じ、徳島市から就学内容について学校等に問い合わせることがあります。)

また、虚偽の記載があった場合は、認定及び認可保育施設の利用の取消その他、給付済の利用費や保育に要した費用の返還を求めることがあります。

重要書類のため
取扱注意
(※保育施設への提出不可)

個人番号提供書

私は、教育・保育給付認定及び保育所等の利用申込み並びに施設等利用給付認定に係る手続きにあたり、世帯状況や課税状況等を調査するうえで必要な場合はマイナンバー制度による情報連携により徳島市が他の自治体等が保有する情報を照会することについて同意し、個人番号を提供します。

私以外の世帯員については、個人番号の利用目的等を十分に説明し、個人番号関係事務実施者として本人確認を行ったうえで、個人番号を提供します。

提出者氏名 (※)

※ 申請手続きにお越しになる方の氏名をご記入ください。

区 分	氏 名	個人番号（マイナンバー）											
申請保護者													
上記以外の保護者													
申請児童	R 年 月 日生												
	R 年 月 日生												
	R 年 月 日生												
その他の世帯員 (申請児童の兄弟姉妹、祖父母 等)													

※ 本書を徳島市で受付する際には、「提出者の本人確認（番号確認・身元確認）」を行いますので、必ず下記の確認書類をご用意ください。

※ マイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードのみで番号確認・身元確認ができます。

※ マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類で番号確認・身元確認を行います。

- 番号確認：個人番号通知カード、または、個人番号記載の住民票の写し
- 身元確認：1 種類で確認可能な書類：顔写真付きの身分証明書（運転免許証 等）
2 種類の確認が必要な書類：顔写真のない身分証明書（健康保険証 等）

市記入欄

番号確認書類 兼 身元確認書類		
☐ 個人番号カード（マイナンバーカード）		
番号確認書類	身元確認書類	
	1 種類 必要なもの	2 種類 必要なもの
☐ 個人番号通知カード	☐ 運転免許証	☐ 健康保険被保険者証
	☐ パスポート	☐ 介護保険被保険者証
	☐ 身体障害者手帳	☐ 年金手帳
	☐ 精神障害者保健福祉手帳	☐ 児童扶養手当証書
☐ 個人番号記載の住民票の写し	☐ 療育手帳	☐ その他証明書等
	☐ 在留カード又は特別永住者証明書	()
	☐ その他写真付き証明書等	()
	()	()

申 込 事 項 変 更 届

(兼 支給認定変更申請書・支給認定証再交付申請書)

徳島市長 宛

次のとおり、支給認定の変更(届出事項の変更)を申請します。

申請者	保護者	フリガナ		申請日	年 月 日		
		氏 名		連絡先	① - - 父・母・その他() ② - - 父・母・その他() ③ - - 父・母・その他()		
	児童	フリガナ		生年月日	平・令 年 月 日		年齢
		氏 名				歳児	

利用(申請)中の施設名		施設の利用状況	☐ 左記施設を利用中	⇒	認定区分 ☐ 2・3号 ☐ 1号 (1→2号の申請 ☐ あり ☐ なし)	申請状況 他施設への転所申請 ☐ あり ☐ なし <注意> 転所申請している場合は↑「あり」に必ずチェック(未チェックの場合、本書の変更内容が選考に反映できません)
保育所(園)・認定こども園・幼稚園					☐ 左記施設を利用していない (入所を申請中)	

注意事項	・ 変更届は、申請児童1人につき1部必要です。申請者に該当する「太枠内の部分」を記入してください。 ・ 変更届の提出に伴い、入所中の施設を利用できる期間や保育料が変更となる場合があります。 ・ 変更届の提出に伴い、支給認定証の内容が変更となる場合には、新たな支給認定証を発行します。
------	---

◆住所・保護者・児童・世帯員に関する変更

変更項目	変 更 内 容					
☐ 住所の変更	旧 住 所		⇒	新 住 所		
☐ 保護者、児童、世帯員の変更	変更理由	☐ 婚姻 ☐ 離婚 ☐ 転入 ☐ 転出 ☐ 出生 ☐ 死亡 ☐ その他()				
	☐ 児童氏名	旧 氏 名	⇒	新 氏 名		
		フリガナ		フリガナ		
		氏名		氏名		
	☐ 保護者氏名	旧 氏 名	⇒	新 氏 名		
	フリガナ		フリガナ			
	氏名		氏名			
注意事項	・ 保護者変更の場合：個人番号提供書の提出が必要です。(新保護者の個人番号を記入してください。) ・ 婚姻、離婚の場合：戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)の提出が必要です。(婚姻・離婚日の分かるもの、コピー可)					
☐ 世帯員の増減	☐ 追加 ☐ 削除	フリガナ	氏名	生年月日	続柄	異動年月日
				年 月 日	父・母・その他()	年 月 日
	☐ 追加 ☐ 削除	フリガナ	氏名	生年月日	続柄	異動年月日
				年 月 日	父・母・その他()	年 月 日

◆認定事由に関する変更

変更項目	認定事由	該当者	変 更 内 容				保育必要量の変更		
☐ 認定事由の変更	☐ 就労	☐ 父 ☐ 母 ☐ 他()	年 月 日付で ☐ 就職(既に就職済) ☐ 就職(内定) ☐ 転職 ☐ 復職 ☐ 内定→在職 ☐ その他()				変更前	☐ 標準時間	
	☐ 妊娠・出産		出生予定日 年 月 日 <注 意> 認定期間 「出生予定日の翌々月の月末まで」となります。					☐ 短時間	
	☐ 疾病・障害		療養期間(見込) 年 月 日 ~ 年 月 日				↓		
	☐ 介護・看護		介護・看護期間(見込) 年 月 日 ~ 年 月 日						
	☐ 求職中		離 職 日 年 月 日 (就労からの変更の場合に記入) <注 意> 認定期間 「離職日の翌月から3ヶ月間」となります。 保育必要量 「変更月から短時間」に変更となります。				変更後	☐ 標準時間	
	☐ 就学中		入 学 日 年 月 日 卒業(修了)予定日 年 月 日					☐ 短時間	
	☐ 育休中の継続利用		育休の取得期間 年 月 日 ~ 年 月 日 <注 意> 取得できる期間 「生まれた子の1歳の誕生日の前日まで」です。 認定期間 「育休終了日の月の月末まで」となります。 保育必要量 「変更月から短時間」に変更となります。					変 更 月	
	注意事項		・ 認定事由の変更がある場合、保育必要量の変更有無に関わらず、保育必要量の変更欄を必ず記入してください。 ・ 変更届の提出の際は、上記の変更内容を証明する書類(就労証明書、疾病証明書等)を添付してください。						

◆その他変更・支給認定証の再交付

その他の変更	☐ 生活保護の適用	変 更 日	内 容	☐ 保護開始 ☐ 保護廃止
	☐ 手帳の交付等	年 月 日		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当の受給 ☐ 障害基礎年金等の受給
☐ 支給認定証の再交付を希望		再交付申請の理由		☐ 紛失 ☐ 破損 ☐ その他()
備 考 欄				

◇市記入欄

処 理 日	年 月 日	変更入力		認定証発行		施設 受付		市 受付	
変更前事由		備 考				年 月 日		年 月 日	

教育・保育給付認定や、保育所等のご利用に関するご相談は、
下記担当課までお願いします。（本書の内容は、令和8年10月現在の
ものであり、今後変更となる場合があります。）

〒770-8053

徳島市沖浜東2丁目16

（ふれあい健康館3階）

徳島市 子ども未来部
子ども保育課 入所・入園係

TEL：088-621-5193

FAX：088-621-5036